

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 4月27日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 オペレーション・ヘッド マーティン・ウィルソン
(Martin Wilson)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島, GY1 3NF, ガーンジー、
セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC ユニ・フォリオ
(HSBC Uni-Folio)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

- () HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約403億4,000万円)を上限額とする。
- () HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約403億4,000万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約543億2,500万円)を上限額とする。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、平成24年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=80.68円および1ユーロ=108.65円)による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年4月27日に半期報告書を提出いたしましたので、平成24年1月31日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、原届出書の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

___部分は訂正箇所を示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター ポール・レンチ

(Paul Wrench)

(中略)

届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券の金額

() HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国
ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

() HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国
ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

() HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国
ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約520億
8,000万円)を上限額とする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

代表者の役職氏名

オペレーション・ヘッド マーティン・ウィルソン

(Martin Wilson)

(中略)

届出の対象とした募集(売出)外国
投資信託受益証券の金額

() HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国
ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

() HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国
ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約520億
8,000万円)を上限額とする。

(後 略)

第一部 証券情報

（１）ファンドの名称

<訂正前>

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注1) ユニ・フォリオは、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下、それぞれを「ファンド」という。)の4本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、からを総称して「アドバンテージ・ファンズ」ということがある。

日本においては、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドが募集されており、HSBC リアル・アドバンテージ・ファンドについては、平成24年2月1日以降、募集を停止している。

(後略)

<訂正後>

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注1) ユニ・フォリオは、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下、それぞれを「ファンド」という。)の4本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、からを総称して「アドバンテージ・ファンズ」ということがある。

日本においては、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドが募集されており、HSBC リアル・アドバンテージ・ファンドについては平成24年2月1日以降、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドについては平成24年4月27日以降、募集を停止している。

(後略)

（２）外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 上記の4本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スイスフラン・クラス受益証券、インスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券の6種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

<訂正後>

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 上記の4本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スイスフラン・クラス受益証券、インスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券の6種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

()HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

()HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

()HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約520億8,000万円)を上限額とする。

(注1) 米ドルおよびユーロの円換算額は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値

(1米ドル=78.13円および1ユーロ=104.16円)による。以下同じ。

(後略)

<訂正後>

()HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

()HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約520億8,000万円)を上限額とする。

(注1) 米ドルおよびユーロの円換算額は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値

(1米ドル=78.13円および1ユーロ=104.16円)による。以下、別段の記載がない限り米ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(後略)

(5) 申込手数料

<訂正前>

申込手数料は、申込金額に以下の料率を乗じて得た額とする。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

<訂正後>

申込手数料は、発行価格に3.15%（税抜き3.0%）以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

(6) 申込単位

<訂正前>

()HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

25,000米ドル以上 1米セント単位

()HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

25,000米ドル以上 1米セント単位

()HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス 25,000米ドル以上 1米セント単位

ユーロ・クラス 25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

<訂正後>

ファンドの申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社（以下に定義される。）に照会のこ

と。
（注）「日本における販売会社」とは、管理会社と受益証券の販売および買戻しに関する契約を締結し、受益証券の日本に
おける募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売し、また
日本の投資者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐ金融商品取引業者をいう。

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

HSBC証券会社 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

(以下「HSBC証券」という。)

香港上海銀行 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

(以下「香港上海銀行」といい、HSBC証券と併せて「日本における販売会社」という。)

<訂正後>

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

HSBC証券会社 東京支店(代行協会員)

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

ホームページ：http://www.hsbc.co.jp/1/2/hsbc-securities

(以下「HSBC証券」という。)

(9) 払込期日

<訂正前>

申込金額等の支払は日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

<訂正後>

申込金額等の支払は日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

(10) 払込取扱場所

<訂正前>

HSBC証券会社 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

香港上海銀行 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社によって、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

<訂正後>

上記(8)申込取扱場所に同じ。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

(12) その他

<訂正前>

申込証拠金はない。ただし、継続申込期間中に顧客により払い込まれた申込金額の総額は、日本における約定日(日本における販売会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われるまで、日本における販売会社が開設する取引口座に保管される。顧客は日本における販売会社から取引報告書を受領し、日本における販売会社は、取引口座から当該申込金額の総額を受領する。

引受等の概要

(イ) HSBC証券および香港上海銀行はそれぞれ、HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」という。)との間の、平成18年4月12日付および平成21年1月9日付の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行う。

(ロ) 管理会社は、HSBC証券会社をユニ・フォリオに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出または送付する等の業務を行う協会をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額等は各クラス証券の通貨によるものとする。

申込みをした者は、前記「(9) 払込期日」記載の日までに日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。

日本における販売会社が受領した申込金額は、管理会社の管理する顧客口座に各クラス証券の通貨で払い込まれる。

（後略）

<訂正後>

申込証拠金はない。ただし、継続申込期間中に顧客により払い込まれた申込金額の総額は、日本における約定日（日本における販売会社または販売取扱会社が申込みの注文の成立を確認した日）後、日本において受益証券の受渡が行われるまで、日本における販売会社または販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。顧客は日本における販売会社または販売取扱会社から取引報告書を受領し、日本における販売会社または販売取扱会社は、取引口座から当該申込金額の総額を受領する。

引受等の概要

（イ）日本における販売会社はそれぞれ、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行う。

（ロ）日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文および買戻請求に自ら応じるか、または管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売・買戻取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

（ハ）管理会社は、HSBC証券をユニ・フォリオに関して日本における代行協会に指定している。

（注）代行協会とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出または送付する等の業務を行う協会をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額等は各クラス証券の通貨によるものとする。

申込みをした者は、前記「(9) 払込期日」記載の日までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。

日本における販売会社または販売取扱会社が受領した申込金額は、管理会社の管理する顧客口座に各クラス証券の通貨で払い込まれる。

（後略）

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの形態

<訂正前>

(前略)

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている4本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドについては2種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては6種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

<訂正後>

(前略)

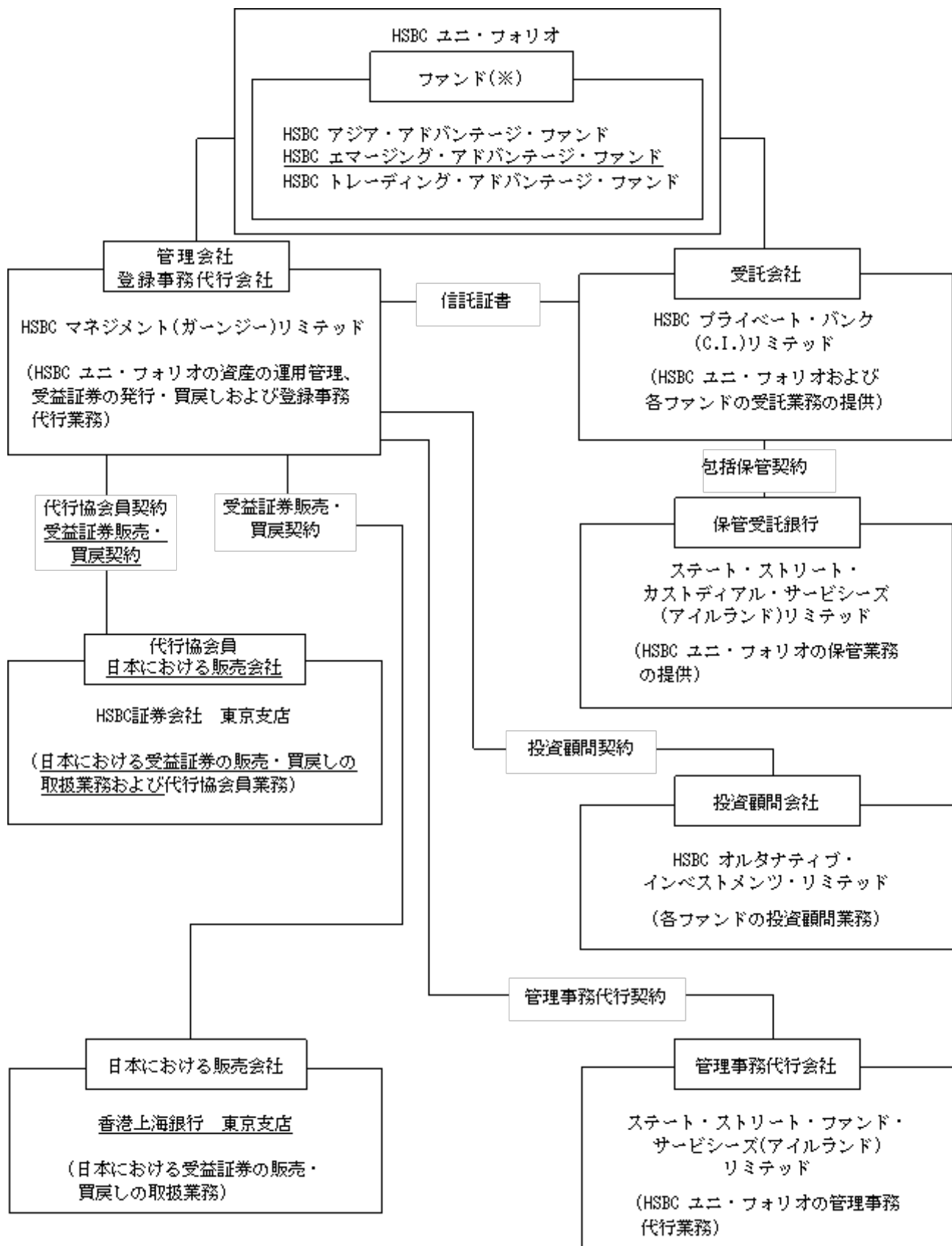
ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている4本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては2種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては6種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

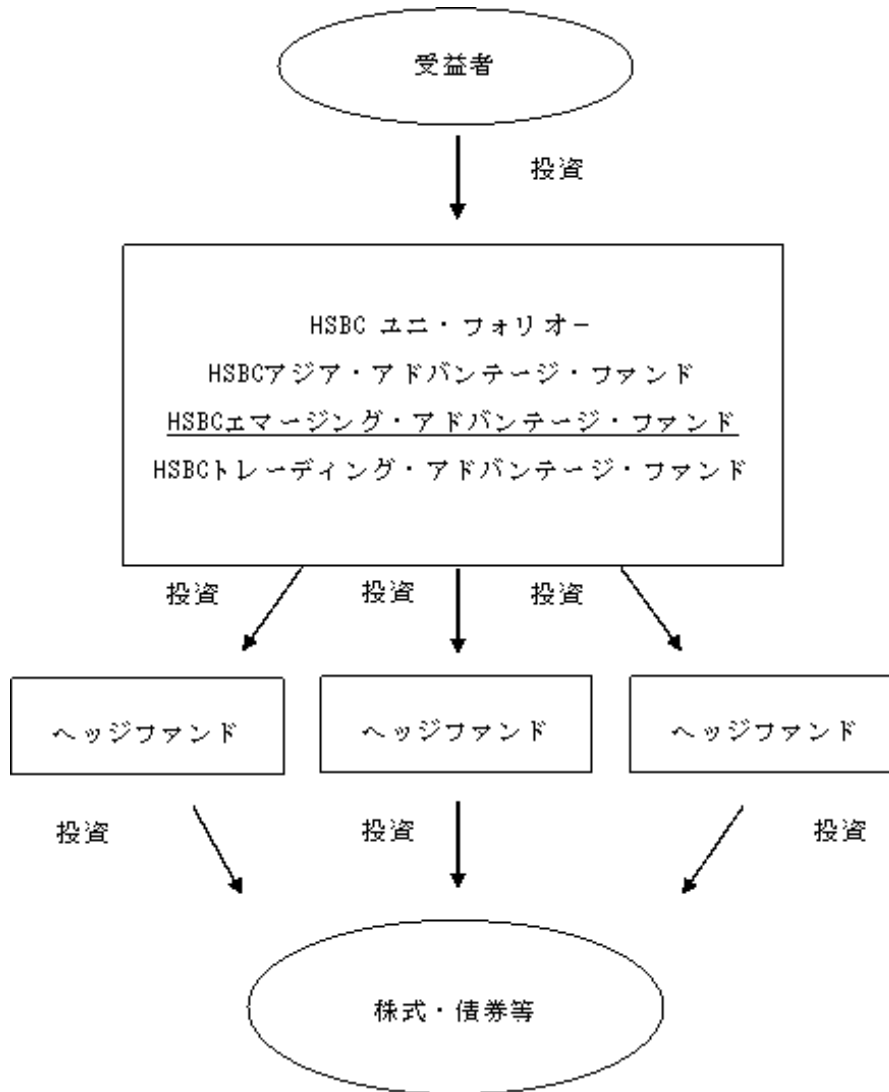
(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員 日本における販売会社	平成18年4月12日付代行協会員契約(注4)を管理会社との間で締結。代行協会員業務について規定している。 平成18年4月12日付および平成21年1月9日付受益証券販売・買戻契約(注5)を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
香港上海銀行 東京支店	日本における販売会社	平成18年4月12日付および平成21年1月9日付受益証券販売・買戻契約(注5)を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

(中略)

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則及び目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

(中略)

() 資本金の額

平成23年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,219万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=121.92円)による。

() 会社の沿革

昭和61年9月25日設立。

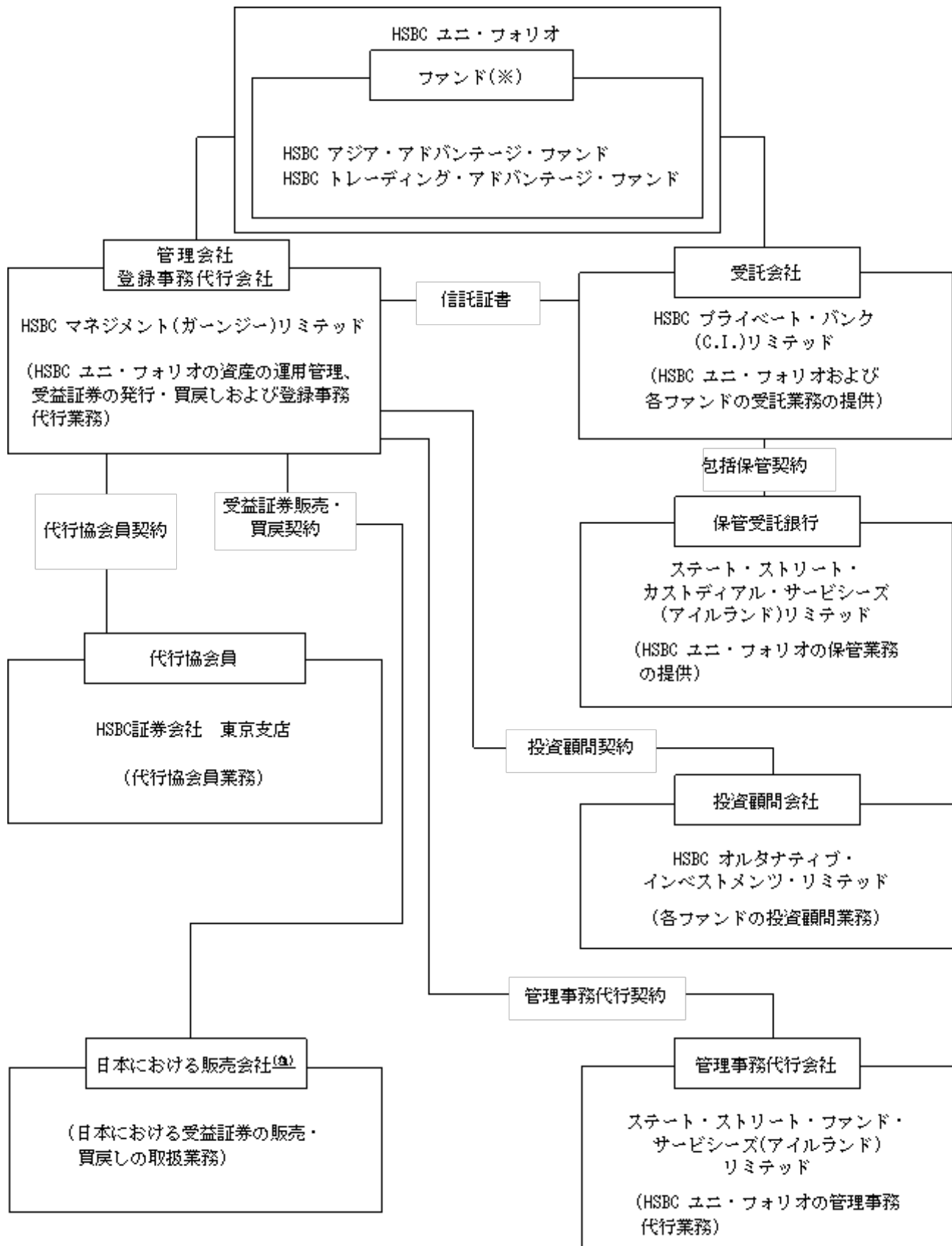
() 大株主の状況

(平成23年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ピーター・ポート, パーク・ストリート, パーク・プレイス	99,999株	約100%

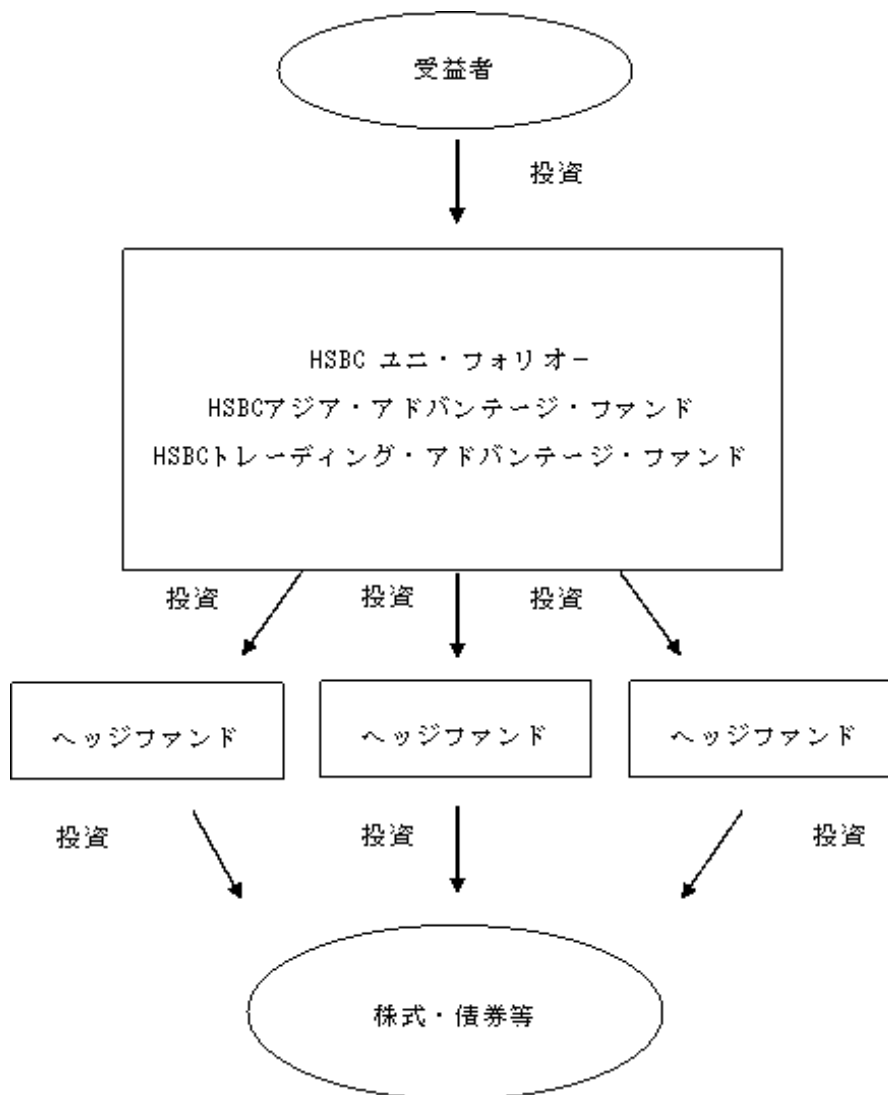
<訂正後>

ファンドの仕組み



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員	平成18年4月12日付代行協会員契約(注4)を管理会社との間で締結。代行協会員業務について規定している。
(注5)	日本における販売会社	受益証券販売・買戻契約(注6)を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

(中略)

(注5) 「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の投資者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

(中略)

() 資本金の額

平成24年2月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,285万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成24年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=128.47円)による。

() 会社の沿革

昭和61年9月25日設立。

() 大株主の状況

(平成24年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ピーター・ポート, パーク・ストリート, パーク・プレイス	99,999株	約100%

(5) 開示制度の概要

日本における開示

< 訂正前 >

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

(中 略)

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ユニ・フォリオに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(中 略)

(ロ) 日本の受益者に対する開示

(中 略)

管理会社からの通知等で日本における販売会社を通じて投資を行った日本の受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のユニ・フォリオの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

< 訂正後 >

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

(中 略)

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ユニ・フォリオに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(中 略)

(ロ) 日本の受益者に対する開示

(中 略)

管理会社からの通知等で日本における販売会社または販売取扱会社を通じて投資を行った日本の受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のユニ・フォリオの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

(中略)

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する約13名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う2名のコンプライアンス・オフィサーを有している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

(中略)

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する約10名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う2名のコンプライアンス・オフィサーを有している。

(後略)

(4) 分配方針

<訂正前>

(前略)

かかる利益分配方針が適用するファンドは、「ファンド内で再投資」されると別紙に表示されている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

かかる利益分配方針が適用されるファンドは、「ファンド内で再投資」されると別紙に表示されている。
上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

さらなるリスク要因

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドはスイスで認可されているため、これらのファンドの投資者は、以下のさらなるリスク要因に留意されたい。

(後略)

<訂正後>

(前略)

さらなるリスク要因

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドはスイスで認可されているため、これらのファンドの投資者は、以下のさらなるリスク要因に留意されたい。

(後略)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

申込手数料は、申込金額に以下の料率を乗じた額である。HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドHSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

<訂正後>

申込手数料は、発行価格に3.15% (税抜き3.0%) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

(3) 管理報酬等

<訂正前>

管理報酬および投資顧問会社の報酬

(中略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの管理報酬は、それぞれ809,000米ドル、536,000米ドルおよび5,128,000米ドルであった。

(中略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの投資顧問報酬は上記の管理報酬から支払われ、それぞれ277,371米ドル、183,771米ドルおよび1,841,816米ドルであった。

(中略)

成功報酬

(中略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの成功報酬は、それぞれ0米ドル、0米ドルおよび132,000米ドルであった。

受託報酬

(中略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受託報酬は、それぞれ49,000米ドル、32,000米ドルおよび324,000米ドルであった。

<訂正後>

管理報酬および投資顧問会社の報酬

(中略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの管理報酬は、それぞれ809,000米ドルおよび5,128,000米ドルであった。

(中略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの投資顧問報酬は上記の管理報酬から支払われ、それぞれ277,371米ドルおよび1,841,816米ドルであった。

(中略)

成功報酬

(中略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの成功報酬は、それぞれ0米ドルおよび132,000米ドルであった。

受託報酬

(中略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受託報酬は、それぞれ49,000米ドルおよび324,000米ドルであった。

(4) その他の手数料等

設立費用

<訂正前>

(前略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドのその他の費用は、それぞれ38,000米ドル、44,000米ドルおよび120,000米ドルであった。

<訂正後>

(前略)

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドのその他の費用は、それぞれ38,000米ドルおよび120,000米ドルであった。

5 運用状況

「5 運用状況」については、以下の内容に更新・訂正されます。

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(1) 投資状況

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

(平成24年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	35,011,570.00	100.18
	小計	35,011,570.00	100.18
現金その他の資産(負債控除後)		-61,276.84	-0.18
合 計(純資産総額)		34,950,293.16 (約2,820百万円)	100.00

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2)米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、平成24年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=80.68円および1ユーロ=108.65円による。以下、「5 運用状況」において同じ。

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成24年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	英領ヴァージン諸島	126,905,162.00	36.99
	ケイマン諸島	108,676,489.00	31.68
	パーミュダ	61,093,814.00	17.81
	ルクセンブルグ	41,257,301.00	12.03
	小計	337,932,766.00	98.51
現金その他の資産(負債控除後)		5,122,041.74	1.49
合 計(純資産総額)		343,054,807.74 (約27,678百万円)	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

(中略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(中略)

(3) 運用実績

純資産の推移

下記会計年度末および平成22年11月末日から平成24年2月末日までの期間における各月末のファンドの純資産の推移は、次の通りである。

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル	円
第五会計年度末 (平成14年7月末日)					
第六会計年度末 (平成15年7月末日)	22,098	1,783	USD	103.07	8,316
第七会計年度末 (平成16年7月末日)	50,366	4,064	USD	121.65	9,815
第八会計年度末 (平成17年7月末日)	59,565	4,806	USD	141.69	11,432
第九会計年度末 (平成18年7月末日)	83,394	6,728	USD	157.79	12,730
第十会計年度末 (平成19年7月末日)	106,089	8,559	USD	200.42	16,170
第十一会計年度末 (平成20年7月末日)	122,907	9,916	USD	190.37	15,359
第十二会計年度末 (平成21年7月末日)	47,009	3,793	USD	180.33	14,549
第十三会計年度末 (平成22年7月末日)	45,597	3,679	USD	177.87	14,351
第十四会計年度末 (平成23年7月末日)	44,720	3,608	USD	186.92	15,081
平成22年11月末日	53,095	4,284	USD	185.29	14,949
12月末日	53,273	4,298	USD	187.59	15,135
平成23年1月末日	48,619	3,923	USD	186.47	15,044
2月末日	46,270	3,733	USD	186.16	15,019
3月末日	46,742	3,771	USD	188.11	15,177
4月末日	46,912	3,785	USD	191.08	15,416
5月末日	45,446	3,667	USD	188.49	15,207
6月末日	44,992	3,630	USD	186.58	15,053
7月末日	44,720	3,608	USD	186.92	15,081
8月末日	42,580	3,435	USD	180.60	14,571
9月末日	40,009	3,228	USD	170.71	13,773
10月末日	38,901	3,139	USD	171.22	13,814
11月末日	37,493	3,025	USD	167.55	13,518
12月末日	35,695	2,880	USD	165.84	13,380
平成24年1月末日	34,744	2,803	USD	166.00	13,393
2月末日	34,950	2,820	USD	169.46	13,672

(注1) HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドの運用は、平成14年6月28日に開始された。

(注2) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券のことをいう。

(注3) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して作成されており、千米ドル未満を切り捨てて作成されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
第五会計年度末 (平成14年7月末日)					
第六会計年度末 (平成15年7月末日)					
第七会計年度末 (平成16年7月末日)					
第八会計年度末 (平成17年7月末日)					
第九会計年度末 (平成18年7月末日)	80,420	6,488	USD	102.35	8,258
			EUR	95.47	10,373
第十会計年度末 (平成19年7月末日)	108,755	8,774	USD	122.29	9,866
			EUR	112.12	12,182
第十一会計年度末 (平成20年7月末日)	290,886	23,469	USD	145.19	11,714
			EUR	131.69	14,308
第十二会計年度末 (平成21年7月末日)	292,062	23,564	USD	144.34	11,645
			EUR	131.30	14,266
第十三会計年度末 (平成22年7月末日)	274,430	22,141	USD	142.06	11,461
			EUR	128.70	13,983
第十四会計年度末 (平成23年7月末日)	381,012	30,740	USD	154.66	12,478
			EUR	139.75	15,184
平成22年11月末日	284,800	22,978	USD	147.50	11,900
			EUR	132.90	14,440
12月末日	313,856	25,322	USD	152.65	12,316
			EUR	137.50	14,939
平成23年1月末日	326,396 ^(注4)	26,334	USD	151.93	12,258
			EUR	136.75	14,858
2月末日	336,765	27,170	USD	154.71	12,482
			EUR	139.30	15,135
3月末日	345,410	27,868	USD	152.91	12,337
			EUR	137.70	14,961
4月末日	372,420	30,047	USD	158.88	12,818
			EUR	142.95	15,532
5月末日	361,607	29,174	USD	153.96	12,421
			EUR	138.81	15,082
6月末日	351,912	28,392	USD	149.44	12,057
			EUR	134.92	14,659
7月末日	381,012	30,740	USD	154.66	12,478
			EUR	139.75	15,184
8月末日	376,401	30,368	USD	154.49	12,464
			EUR	139.66	15,174
9月末日	362,470	29,244	USD	154.77	12,487
			EUR	140.01	15,212
10月末日	357,735	28,862	USD	148.65	11,993
			EUR	134.64	14,629
11月末日	346,949	27,992	USD	149.07	12,027
			EUR	134.91	14,658
12月末日	338,290	27,293	USD	150.17	12,116
			EUR	135.88	14,763
平成24年1月末日	338,787	27,333	USD	151.88	12,254
			EUR	137.34	14,922
2月末日	343,055	27,678	USD	152.46	12,300
			EUR	137.81	14,973

(注1) HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラスの運用は、平成17年10月31日に、ユーロ・クラスの運用は、平成18年3月31日に開始された。

(注2) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券、「EUR」とは、ユーロ・クラス受益証券のことをいう。

(注3) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して作成されており、千米ドル未満を切り捨てて作成されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

(注4) 2010年7月30日付で償還されたインスティテューショナル(円)クラスの残余分を含む値であるため、中間財務書類に

記載の値とは異なる。

< 参考情報 >

■ 純資産総額および受益証券一口当たり純資産価格の推移

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)
(2002年6月28日から2012年2月29日まで)



HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)
(2005年10月31日から2012年2月29日まで)



HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)
(2006年3月31日から2012年2月29日まで)



分配の推移

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドは、いずれも分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。別紙を参照のこと。

収益率の推移

()HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

(中略)

	平成23年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (米ドル)	平成24年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (米ドル)	収益率(%)
平成23年3月1日～ 平成24年2月末日	186.16	169.46	-8.97

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成24年2月末日現在の一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成23年2月末日現在の一口当たり純資産価格(分配落の額)

()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(米ドル・クラス)

(中略)

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格(分配落の額)。ただし、最初の会計年度については、当初募集時における一口当たり純資産価格とする。

	平成23年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (米ドル)	平成24年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (米ドル)	収益率(%)
平成23年3月1日～ 平成24年2月末日	154.71	152.46	-1.45

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成24年2月末日現在の一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成23年2月末日現在の一口当たり純資産価格(分配落の額)

(ユーロ・クラス)

(中 略)

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格(分配落の額)。ただし、最初の会計年度については、当初募集時における一口当たり純資産価格とする。

	平成23年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (ユーロ)	平成24年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (ユーロ)	収益率(%)
平成23年3月1日～ 平成24年2月末日	139.30	137.81	-1.07

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

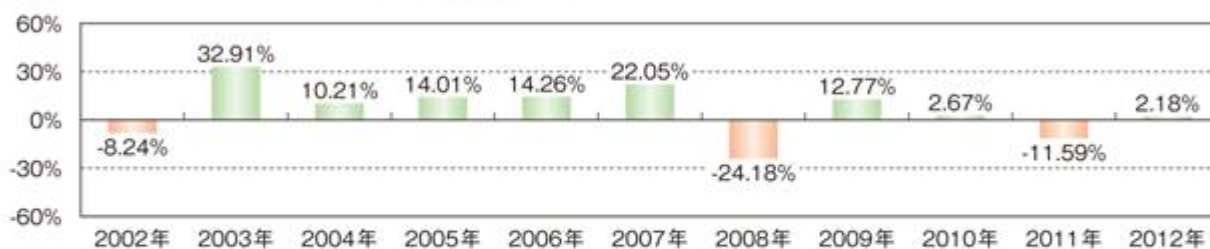
a = 平成24年2月末日現在の一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成23年2月末日現在の一口当たり純資産価格(分配落の額)

< 参考情報 >

■ 年間収益率の推移

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2012年については、2012年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

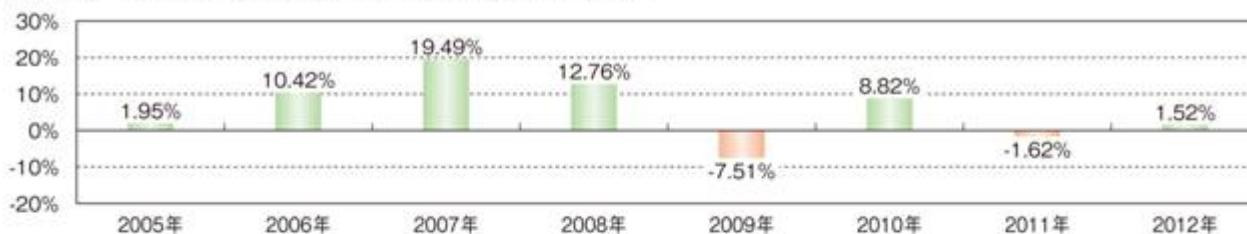
b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2002年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2002年については、運用開始日(2002年6月28日)から2002年12月31日までの収益率。

2012年については、2012年1月1日から2012年2月末日までの収益率。

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2012年については、2012年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2005年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2005年については、運用開始日(2005年10月31日)から2005年12月31日までの収益率。

2012年については、2012年1月1日から2012年2月末日までの収益率。

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2012年については、2012年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2006年については、当初申込期間の申込価格(100ユーロ)

(注2) 2006年については、運用開始日(2006年3月31日)から2006年12月31日までの収益率。

2012年については、2012年1月1日から2012年2月末日までの収益率。

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における各ファンドの販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は、次の通りである。

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

(中 略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

(中 略)

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

(中 略)

平成24年2月末日前一年間における各ファンドの販売および買戻しの実績ならびに平成24年2月末日における発行済口数は、次の通りである。

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

販売口数	買戻口数	発行済口数
7,243.40 (0)	48,440.36 (0)	202,275.09 (2,580.12)

(注1) ()の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 上記の販売口数、買戻口数および発行済口数には、平成24年2月29日付の取引口数は含まれていない。以下同じ。

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

販売口数	買戻口数	発行済口数
602,049.32 (16,012.80)	455,719.93 (100,744.85)	1,372,393.98 (221,881.62)

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

販売口数	買戻口数	発行済口数
42,381.34 (0)	76,111.10 (354.94)	150,913.33 (1,902.44)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(2) 日本における販売手続等

< 訂正前 >

(前略)

日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。販売の最低単位は、各ファンド別紙に記載されている。

ファンド証券一口当たりの発行価格は、原則として、評価時点(毎暦月最終営業日の午後5時(ガーンジー時間))の一口当たり純資産価格である。

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出すると同時に行われる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドのクラス証券の通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われる日まで、日本における販売会社が開設する取引口座に保管される。

日本における販売会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託し口座約款を締結した投資者に対し、日本における約定日後すみやかに取引報告書を交付する。申込金額の支払は、原則としてファンドのクラス証券の通貨によるものとする。

各ファンドの申込手数料は、発行価格に以下の料率を乗じて得た額とする。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050%(税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050%(税抜き1.0%)

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ユニ・フォリオの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

上記(1)「海外における販売手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。

< 訂正後 >

(前略)

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。販売の最低単位は、各ファンド別紙に記載されている。

ファンド証券一口当たりの発行価格は、原則として、評価時点(毎暦月最終営業日の午後5時(ガーンジー時間))の一口当たり純資産価格である。

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時にされる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたときみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドのクラス証券の通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われる日まで、日本における販売会社または販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し口座約款を締結した投資者に対し、日本における約定日後すみやかに取引報告書を交付する。申込金額の支払は、原則としてファンドのクラス証券の通貨によるものとする。

各ファンドの申込手数料は、発行価格に3.15%(税抜き3.0%)以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ユニ・フォリオの純資産が1億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

上記(1)「海外における販売手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。

2 買戻し手続等

(2) 日本における買戻し手続等

<訂正前>

日本における受益者は、各取引日でありかつ日本における販売会社の営業日において、日本における販売会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高が当該ファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。各ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社である。

(後略)

<訂正後>

日本における受益者は、各取引日でありかつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日において、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額によ

る受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高が当該ファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

代行協会が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。各ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

(後略)

4 資産管理等の概要

(2) 保管

<訂正前>

日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、管理事務代行会社は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

<訂正後>

日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、管理事務代行会社は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

5 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

<訂正前>

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていないなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を、日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

(後略)

<訂正後>

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていないなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を、日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

(後略)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

以下の中間財務書類が追加されます。

(i) HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成24年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=80.68円）が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

貸借対照表

2012年1月31日現在

(未監査)

	2012年1月31日		2011年7月31日		
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	
組入投資有価証券	33,075	2,668	48,379	3,903	
流動資産:					
債権	3,174	256	2,005	162	
現金および預金残高	100	8	338	27	
	<u>3,274</u>	<u>264</u>	<u>2,343</u>	<u>189</u>	
控除:					
債務: 一年以内に期限の到来する金額	<u>(1,605)</u>	<u>(129)</u>	<u>(6,002)</u>	<u>(484)</u>	
純流動資産 / (負債)	<u>1,669</u>	<u>135</u>	<u>(3,659)</u>	<u>(295)</u>	
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	<u>34,744</u>	<u>2,803</u>	<u>44,720</u>	<u>3,608</u>	
			2012年1月31日	2011年7月31日	2011年1月31日
発行済受益証券口数 (口) 米ドル・クラス			202,712.10	231,911.70	255,402.27
ユーロ・クラス			9,241.61	9,464.31	7,212.44
一口当たり純資産価格 米ドル・クラス	米ドル	166.00	186.92	186.47	
ユーロ・クラス	ユーロ	89.69	101.61	101.26	
純資産総額 米ドル・クラス	千米ドル	33,650	43,347	47,623	
ユーロ・クラス	千ユーロ	829	962	730	

総収益計算書
2012年1月31日に終了した6か月間
(未監査)

	自2011年8月1日 至2012年1月31日		自2010年8月1日 至2011年1月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
純キャピタル (ロス) / ゲイン	(4,567)	(368)	3,122	252
財務費用 : 支払利息	(29)	(2)	(21)	(2)
運用費用	(355)	(29)	(496)	(40)
純費用	(384)	(31)	(517)	(42)
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の純 (減少) / 増加	(4,951)	(399)	2,605	210

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
2012年1月31日に終了した6か月間
(未監査)

	自2011年8月1日 至2012年1月31日		自2010年8月1日 至2011年1月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	44,720	3,608	45,597	3,679
買戻可能参加受益証券発行および買戻しによ る変動 :				
発行受領額 / 未収額	200	16	9,843	794
控除 : 買戻支払額 / 未払額	(5,225)	(422)	(9,426)	(760)
	(5,025)	(405)	417	34
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の純 (減少) / 増加	(4,951)	(399)	2,605	210
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	34,744	2,803	48,619	3,923

(2) 投資有価証券明細表等

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド
投資有価証券明細表
2012年1月31日現在

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
ミューチュアル・ファンド			
米ドル (2011年7月31日: 108.18%)			
Amazon Market Neutral Fund	5,647	1,966	5.66%
Amazon Market Neutral Fund - Equalisation	1	11	0.03%
Brevan Howard Asia Fund Ltd. - GSY Sub April 10	4,194	837	2.41%
Brevan Howard Asia Fund Ltd. - USD Class	8,708	1,737	5.00%
CQS Asia Feeder Fund Ltd. - Class B1 USD	2,731	3,229	9.29%
Double Haven Credit Opportunities Feeder Fund	1,128	894	2.57%
Dymon Asia Macro Fund - Class P Restricted Series 256	2,000	1,993	5.74%
HB Asia Holdings Ltd. - Class B Series 1	9	100	0.29%
Henderson Japan Absolute Return Fund Ltd. - USD Class A Voting	8,390	1,827	5.26%
Macquarie Asian Alpha Fund - Class A	1,880	3,028	8.72%
Nezu Cyclical Fund Ltd. - Class A	29,571	4,304	12.39%
OZ Asia Overseas Fund Ltd. - Class F Prime Series 7	2,083	2,998	8.63%
Pinpoint China Fund - Class A Series 7	6,999	4,306	12.39%
Senrigan Fund Ltd. - Series B Restricted Initial	2,141	2,117	6.09%
SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1 (GSY)	763	453	1.30%
SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1	5,509	3,275	9.43%
組入投資有価証券		33,075	95.20%
純流動資産		1,669	4.80%
純資産総額		34,744	100.00%

ポートフォリオの分類

	ポートフォリオにおける比率
公認の証券取引所に上場されている有価証券	34.34%
未上場有価証券	65.66%
	100.00%

投資先別配分
2012年1月31日現在

ロング/ショート株式	40.80%
マーケット・ニュートラル	14.40%
マクロ	13.20%
転換アービトラージ	9.30%
マルチ・ストラテジー	8.90%
イベント・ドリブン	6.10%
現金および費用	4.70%
クレジット・ロング/ショート	2.60%
合計	100.00%

重要なポートフォリオの変動の概要
2012年1月31日に終了した6か月間

購入合計	額面保有高 10,502	取得原価 千米ドル 7,059
売却合計	額面保有高 32,983	手取額 千米ドル 17,891

HSBCユニ・フォリオは、1999年7月23日付信託証書に基づき設立され、現在4本のサブ・ファンドにより構成される。信託証書の条項に基づき、管理会社および受託会社は、随時1本または複数のサブ・ファンドを設立することができる。HSBCユニ・フォリオの英文目論見書最新版の写しは、管理会社に請求することにより入手できる。さらに、HSBCユニ・フォリオのすべてのサブ・ファンドに関する直近で入手可能な未監査中間財務書類および監査済年次財務書類全文の写しは、管理会社に請求することにより入手できる。

2011年7月31日終了年度の監査済報告書および財務書類全文の写しは、管理会社または受託会社に請求することにより無料で入手できる。

()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成24年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.68円)が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド
貸借対照表
2012年1月31日現在
(未監査)

	2012年1月31日		2011年7月31日		
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	
組入投資有価証券	336,733	27,168	384,714	31,039	
流動資産：					
債権	756	61	4,226	341	
現金および預金残高	6,816	550	921	74	
	<u>7,572</u>	<u>611</u>	<u>5,147</u>	<u>415</u>	
控除：					
債務：一年以内に期限の到来する金額	<u>(5,518)</u>	<u>(445)</u>	<u>(8,849)</u>	<u>(714)</u>	
純流動資産 / (負債)	<u>2,054</u>	<u>166</u>	<u>(3,702)</u>	<u>(299)</u>	
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	<u>338,787</u>	<u>27,333</u>	<u>381,012</u>	<u>30,740</u>	
			2012年1月31日	2011年7月31日	2011年1月31日
発行済受益証券口数 (口)					
米ドル・クラス			1,363,462.08	1,535,445.37	1,220,538.08
ユーロ・クラス			154,677.62	189,908.75	180,299.92
スターリング・クラス			355,687.04	332,186.11	317,176.78
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス			187,606.05	187,606.05	301,513.68
一口当たり純資産価格					
米ドル・クラス	米ドル	151.88	154.66	151.93	
ユーロ・クラス	ユーロ	137.34	139.75	136.75	
スターリング・クラス	英ポンド	146.17	148.61	146.03	
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス	スイスフラン	105.86	107.95	105.77	
純資産総額					
米ドル・クラス	千米ドル	207,074	237,465	185,434	
ユーロ・クラス	千ユーロ	21,243	26,539	24,655	
スターリング・クラス	千英ポンド	51,987	49,363	46,317	
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス	千スイスフラン	19,858	20,251	31,891	

総収益計算書
2012年1月31日に終了した6か月間
(未監査)

	自2011年8月1日 至2012年1月31日		自2010年8月1日 至2011年1月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
純キャピタル (ロス) / ゲイン	(12,188)	(983)	27,131	2,189
収益	1	0	-	-
財務費用 : 支払利息	(129)	(10)	(46)	(4)
運用費用	(3,125)	(252)	(2,631)	(212)
純費用	(3,253)	(262)	(2,677)	(216)
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の純 (減少) / 増加	(15,441)	(1,246)	24,454	1,973

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
2012年1月31日に終了した6か月間
(未監査)

	自2011年8月1日 至2012年1月31日		自2010年8月1日 至2011年1月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	381,012	30,740	274,430	22,141
買戻可能参加受益証券発行および買戻しによ る変動 :				
発行受領額 / 未収額	35,069	2,829	70,625	5,698
控除 : 買戻支払額 / 未払額	(61,853)	(4,990)	(43,116)	(3,479)
	(26,784)	(2,161)	27,509	2,219
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の純 (減少) / 増加	(15,441)	(1,246)	24,454	1,973
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	338,787	27,333	326,393	26,333

(2) 投資有価証券明細表等

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド
投資有価証券明細表
2012年1月31日現在

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
ミューチュアル・ファンド			
米ドル (2011年7月31日: 100.97%)			
Blue Trend Fund Ltd. - Class A GSY	18,374	5,702	1.68%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B GSY	14,935	4,374	1.29%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B USD	180,466	52,858	15.60%
Boronia Diversified Fund Ltd.	14,944	25,418	7.50%
Discus Feeder Fund Ltd. - Class B USD Standard Leveraged	45,541	60,518	17.86%
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 6 June 2011	10,000	9,693	2.86%
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 7 July 2011	5,000	4,848	1.43%
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 8 August 2011	5,000	4,808	1.42%
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 9 September 2011	10,000	9,431	2.78%
GSA Capital Futures Fund Ltd. - Class L	5,472	580	0.17%
Ortus Aggressive Fund (Cayman) Ltd. - Series 1	39,310	20,924	6.18%
Tewksbury Investments Fund GSY	2,095	31,714	9.36%
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	14,978	39,355	11.62%
Winton Futures Fund Ltd. - Class B Lead Series	77,674	66,510	19.64%
組入投資有価証券		336,733	99.39%
純流動資産		2,054	0.61%
純資産総額		338,787	100.00%

ポートフォリオの分類

公認の証券取引所に上場されている有価証券
未上場有価証券

ポートフォリオにおける比率

37.72%

62.28%

100.00%

投資先別配分
2012年1月31日現在

マネージド・フューチャーズ
合計

100.00%

100.00%

重要なポートフォリオの変動の概要
2012年1月31日に終了した6か月間

	額面保有高	取得原価 千米ドル
購入合計	96,910	60,924
	額面保有高	手取額 千米ドル
売却合計	340,726	105,213

HSBCユニ・フォリオは、1999年7月23日付信託証書に基づき設立され、現在4本のサブ・ファンドにより構成される。信託証書の条項に基づき、管理会社および受託会社は、随時1本または複数のサブ・ファンドを設立することができる。HSBCユニ・フォリオの英文目論見書最新版の写しは、管理会社に請求することにより入手できる。さらに、HSBCユニ・フォリオのすべてのサブ・ファンドに関する直近で入手可能な未監査中間財務書類および監査済年次財務書類全文の写しは、管理会社に請求することにより入手できる。

2011年7月31日終了年度の監査済報告書および財務書類全文の写しは、管理会社または受託会社に請求することにより無料で入手できる。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

< 訂正前 >

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

(中 略)

() HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

	(平成23年10月末日現在)	
	米ドル (d . を除く。)	千円 (d . および e . を除く。)
a. 資産総額	25,970,703.57	2,029,091
b. 負債総額	1,182,168.31	92,363
c. 純資産総額 (a-b)	24,788,535.26	1,936,728
d. 発行済口数	米ドル・クラス	125,492.65 口
e. 一口あたり純資産価格	米ドル・クラス	157.58 米ドル
		12,312円

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後 略)

< 訂正後 >

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

(中 略)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(後 略)

第 4 外国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換

< 訂正前 >

(前 略)

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、同社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

< 訂正後 >

(前 略)

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、同社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第 1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

< 訂正前 >

資本金の額 平成23年11月末日現在、100,000英ポンド(約1,219万円)

発行済株式総数 100,000株、

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

< 訂正後 >

資本金の額 平成24年2月末日現在、100,000英ポンド(約1,285万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成24年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=128.47円)による。

発行済株式総数 100,000株、

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(3) 役員および従業員の状況

< 訂正前 >

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株数
ピーター・ハーウッド (Peter Harwood)	会長 非常勤取締役	弁護士 ムーラント・オザンヌズ法律事務所、顧問	0
ナイジェル・ウェバー (Nigel Webber)	常勤取締役	公認会計士 HSBCグループ・プライベート・バンキング、 主席インベストメント・オフィサー	0
ポール・レンチ (Paul Wrench)	マネージング・ ディレクター	インスティテュート・オブ・チャータード・ アカウンタントのアソシエイト兼フェロー兼 チャータード・インスティテュート・オブ・ バンカースのアソシエイト	1
マイケル・カーリントン (Michael Quarrington)	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事 務所、退任パートナー	0

管理会社の従業員は13名である。

<訂正後>

(平成24年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株数
ピーター・ハーウッド (Peter Harwood)	会長 非常勤取締役	弁護士 ムーラント・オザンヌズ法律事務所、顧問	0
ナイジェル・ウェバー (Nigel Webber)	常勤取締役	公認会計士 HSBCグループ・プライベート・バンキング、 主席インベストメント・オフィサー	0
マイケル・カーリントン (Michael Quarrington)	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事 務所、退任パートナー	0

管理会社の従業員は10名である。

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるインベスターズ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成23年11月末日現在、以下のとおり、10本の投資信託(合計純資産総額5,949.20百万米ドル)の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成23年11月末日 現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	2,591.6
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	422.7
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	27.0
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	256.8
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	133.2
HSBC プライベート・バンク・ワールド ・ファンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	418.6
BFC バリュチェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	50.7
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ トラスト	57.8

プライベート・エクイティ・リパブリック・シンジケート (Various Private Equity Republic Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・トラスト	1,990.5
HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Investments Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	0.3

<訂正後>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成24年2月末日現在、以下のとおり、9本の投資信託(合計純資産総額4,713.86百万米ドル)の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成24年2月 末日現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	2,555.26
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	410.50
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	27.70
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	308.70
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	133.80
HSBC プライベート・バンク・ワールド・ファンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	436.10
BFC バリュース・チェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	50.20
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・トラスト	49.50
プライベート・エクイティ・シンジケート (Various Private Equity Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・トラスト	742.10

3 管理会社の経理状況

以下の内容に更新されます。

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成24年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=80.68円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

貸借対照表
2011年12月31日現在

注記	2011年		2010年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
非流動資産				
有形固定資産	5	85,906	6,931	171,413
流動資産				
現金および現金等価物	6	23,035,098	1,858,472	34,596,774
管理運用するファンドからの未収金	3,7	18,600,684	1,500,703	17,510,581
兄弟会社からの未収金		500,000	40,340	500,000
その他の資産	2	621,164	50,116	385,146
流動資産		42,756,946	3,449,630	52,992,501
流動負債				
兄弟会社への未払金	9	1,938,491	156,397	2,146,206
関係会社への未払金	9	4,111,137	331,687	5,129,020
その他の負債	10	15,233,695	1,229,055	16,700,686
流動負債		21,283,323	1,717,138	23,975,912
純流動資産		21,473,623	1,732,492	29,016,589
純資産		21,559,529	1,739,423	29,188,002
株主持分				
資本金	11	157,762	12,728	157,762
利益剰余金		21,401,767	1,726,695	29,030,240
株主持分合計		21,559,529	1,739,423	29,188,002

当財務書類は、取締役会により2012年3月16日付で承認され、以下の代表者によって署名された。

(署名)
P. ハーウッド / 取締役

(署名)
M. キャリントン / 取締役

後述の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益の状況

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

包括利益計算書
2011年12月31日終了年度

	注記	2011年		2010年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬	3	81,573,964	6,581,387	83,966,457	6,774,414
雑収入		128,279	10,350	84	7
為替差益	2	23,491	1,895	-	-
受取利息	6	1,731	140	-	-
		<u>81,727,465</u>	<u>6,593,772</u>	<u>83,966,541</u>	<u>6,774,421</u>
費用					
手数料	3	(39,342,569)	(3,174,158)	(38,209,959)	(3,082,779)
投資顧問報酬	3	(21,928,509)	(1,769,192)	(21,296,727)	(1,718,220)
受託報酬および保管報酬		(4,179,463)	(337,199)	(5,538,368)	(446,836)
給与および給付	12	(2,525,921)	(203,791)	(2,078,242)	(167,673)
その他の費用	4	(799,132)	(64,474)	(721,232)	(58,189)
グループ会社に対する管理報酬		(404,288)	(32,618)	(662,606)	(53,459)
減価償却費	2,5	(111,754)	(9,016)	(116,953)	(9,436)
非常任取締役に対する報酬		(64,302)	(5,188)	(61,633)	(4,973)
為替差損	2	-	-	(129,132)	(10,418)
支払利息		-	-	(367)	(30)
		<u>(69,355,938)</u>	<u>(5,595,637)</u>	<u>(68,815,219)</u>	<u>(5,552,012)</u>
税引前利益		12,371,527	998,135	15,151,322	1,222,409
税額	8	-	-	-	-
当期包括利益合計		<u>12,371,527</u>	<u>998,135</u>	<u>15,151,322</u>	<u>1,222,409</u>

後述の注記は、当財務書類と不可分のものである。

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

持分変動計算書
2011年12月31日終了年度

	資本金		利益剰余金		持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2011年1月1日現在	157,762	12,728	29,030,240	2,342,160	29,188,002	2,354,888
当期包括利益合計	-	-	12,371,527	998,135	12,371,527	998,135
持分に直接計上される 保有者との取引：支払配当金 (1株当たり200米ドル)	-	-	(20,000,000)	(1,613,600)	(20,000,000)	(1,613,600)
2011年12月31日現在	<u>157,762</u>	<u>12,728</u>	<u>21,401,767</u>	<u>1,726,695</u>	<u>21,559,529</u>	<u>1,739,423</u>

	資本金		利益剰余金		持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2010年1月1日現在	157,762	12,728	13,878,918	1,119,751	14,036,680	1,132,479
当期包括利益合計	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>15,151,322</u>	<u>1,222,409</u>	<u>15,151,322</u>	<u>1,222,409</u>
2010年12月31日現在	<u>157,762</u>	<u>12,728</u>	<u>29,030,240</u>	<u>2,342,160</u>	<u>29,188,002</u>	<u>2,354,888</u>

後述の注記は、当財務書類と不可分のものである。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2011年12月31日終了年度

注記	2011年		2010年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動からのキャッシュ・フロー				
税引前利益	12,371,527	998,135	15,151,322	1,222,409
以下の調整:				
- 減価償却費	5 111,754	9,016	116,953	9,436
営業資本の変動前の営業活動からのキャッシュ・フロー	12,483,281	1,007,151	15,268,275	1,231,844
営業資本の変動:				
- その他の資産の(増加)/減少	(1,326,121)	(106,991)	776,193	62,623
- その他の負債の(減少)/増加	(2,692,589)	(217,238)	2,563,896	206,855
	8,464,571	682,922	18,608,364	1,501,323
営業活動から生じた現金純額	8,464,571	682,922	18,608,364	1,501,323
投資活動に使用されたキャッシュ・フロー				
有形固定資産の購入	5 (26,247)	(2,118)	(89,536)	(7,224)
投資活動に使用された現金	(26,247)	(2,118)	(89,536)	(7,224)
財務活動に使用されたキャッシュ・フロー				
株主に支払われた配当金	(20,000,000)	(1,613,600)	-	-
財務活動に使用された現金	(20,000,000)	(1,613,600)	-	-
現金および現金等価物の(減少)/増加純額	(11,561,676)	(932,796)	18,518,828	1,494,099
期首現在現金および現金等価物	34,596,774	2,791,268	16,077,946	1,297,169
12月31日現在現金および現金等価物	23,035,098	1,858,472	34,596,774	2,791,268

後述の注記は、当財務書類と不可分のものである。

HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッド
財務書類に対する注記

当社の設立

HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当社」という。）は、1986年9月25日にガーンジーにおいて登記された。当社はガーンジーに本拠を置いており、ガーンジーにおいて登記されているHSBC インベストメント・ホールディングス（ガーンジー）リミテッドの全額出資子会社である。最終的持株会社は、英国において設立された公開上場会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーである。

当社の主な活動は、各種ファンドを管理運用することである。

1. 作成の基礎

(a) HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッドは、真実かつ公正な概観を提供するその財務書類を、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して、また2008年ガーンジー会社法に従って作成する。IFRSは、国際会計基準審議会およびその前身となる組織により発行された会計基準ならびに国際財務報告基準解釈指針委員会およびその前身となる組織により発行された解釈とで構成される。

(b) 公表済であるが未発効の基準、改訂および解釈：

IFRS第9号「金融商品」は2009年11月12日に公表され、IAS第39号「金融商品：認識および測定」に代わるものである。IFRS第9号は複雑な測定モデルを維持しつつ単純化し、金融資産に対する2つの主な測定区分（償却原価および公正価値）を設定する。分類の基礎は、企業のビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。当該基準は、既存のIAS第39号の「満期まで保有、売却可能、貸付金および未収金」の分類を削除する。当該基準は2015年1月1日以降に開始する事業年度に対して発効するが、より早期に適用することができる。

(c) 財務書類の作成に際しては、将来の状況についての見積および仮定の使用が要求される。入手可能な情報の使用および決定の適用は、見積の形成に欠かせないものである。将来における実際の業績は、これらの報告とは異なることがある。

見積および裏付となる前提は、継続的に見直される。会計見積の修正は、当該見積が修正される期中および影響を及ぼす将来の期間に認識される。

経営陣の意見によれば、当財務書類中の当社の純利益、財務状況およびキャッシュ・フローの適正な表示に必要と思われるすべての通常の、また定期的な修正が行われた。

2. 主要な会計方針

以下の会計方針は、当社の財務書類に関連して重要とみなされる項目を取扱う場合に継続して適用されている。

機能通貨および表示通貨

財務書類に含まれる項目は、当社が事業を行っている主たる経済環境の通貨（以下「機能通貨」という。）を使用して測定される。当財務書類は、当社の機能通貨である米ドルで表示される。

外国為替

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで機能通貨により計上される。外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。結果として生じた為替差損益は、期中の損益勘定に含まれている。外貨建の取得原価で測定される非貨幣性資産および負債は、当初取引日の為替レートをを用いて機能通貨に換算される。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートをを用いて機能通貨に換算される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却を控除した原価で表示される。

減価償却費は、定額法を用いて見積耐用年数にわたり有形固定資産の原価を償却するため、以下の年率で計算される。

家具・備品および付属品	10%
コンピュータ・ハードウェアおよび関連ソフトウェア	33 1/3%

コンピュータ・ソフトウェアの原価は、ハードウェアと特別の関係性を有するもの以外は、全額償却され、発生時に費用計上される。

現金および現金等価物

キャッシュ・フロー計算書上、現金および現金等価物は、一定の金額の現金に容易に換金可能で、価格変動のり

スクが大きい流動性の高い投資対象を含む。かかる投資対象は、通常、取得日から支払期日まで3か月未満であり、現金、銀行当座預金、コールマネー、ローンおよび銀行への前払金を含む。

収益認識

管理報酬および管理事務代行報酬は、発生基準で計上される。業績報酬は、業績報酬を受取る権利が合理的に確定される時点で認識される。

投資対象

その他の資産として計上されている投資対象は、公正価値で測定されている。公正価値の変動は、包括利益計算書に雑収入として認識される。これらのデフォルト・ポジションは、当初投資家はその債務を履行できなかったために違約金として保有されている。取締役会は、かかるデフォルト投資対象を売却する意向である。

3. 報酬

管理報酬および受託報酬

当社は、それぞれのファンドの基礎となる純資産価額に基づき管理報酬および受託報酬を受領する。管理報酬および受託報酬は、発生基準で認識される。

手数料

当社は、その裁量により、管理するファンドに申込者を紹介するHSBCグループ企業の各支店、兄弟会社、関係会社および関連会社ならびに特定の認可された第三者に対して割戻手数料を支払うことに同意した。割戻手数料は二段階になっており、第一に当初費用の返還、第二に受益証券発行により導入され引き続き投資されている資金の純資産価額に基づく継続的付随手数料である。手数料は発生基準で計上される。

投資顧問報酬

当社は、管理運用するファンドに投資助言を提供する兄弟会社、HSBCグループ企業および第三者に投資顧問報酬を支払う。投資顧問報酬は、発生基準で計上される。

管理会社の業績報酬

HSBCマルチ・アドバイザー・ファンズ、HSBCユニ・フォリオ・ファンズ、HSBCオルタナティブ・ポートフォリオ・ファンズ、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・ポートフォリオ・ファンズおよびザ・エルミタージュ・ファンドとの管理契約に基づき、当社は業績報酬を受領する権利を有する。当社は、受領した当該業績報酬を、関連会社および投資顧問会社に必要に応じて分配することができる。2011年12月31日終了年度に、合計1,992,466米ドルの業績報酬を受領した（2010年：5,150,647米ドル）。未払業績報酬費用は、業績報酬を回収する権利が確定される時点で認識される。

4. その他の費用

その他の費用には、当社が賃借人である91,250米ドル（2010年：90,000米ドル）の賃借料が含まれる。当社の土地建物は賃借されており、契約は終了している。不動産リースの更新については、現在交渉中である。

5. 有形固定資産

	備品および付属品 米ドル	コンピュータ・ ハードウェアおよび 関連ソフトウェア 米ドル	合計 米ドル
原価			
2011年1月1日現在	162,502	1,000,120	1,162,622
追加購入	-	26,247	26,247
売却	-	-	-
2011年12月31日現在	162,502	1,026,367	1,188,869
減価償却			
2011年1月1日現在	117,827	873,382	991,209
当期費用	5,658	106,096	111,754
売却	-	-	-
2011年12月31日現在	123,485	979,478	1,102,963
簿価純額			
2011年12月31日現在	39,017	46,889	85,906
2010年12月31日現在	44,675	126,738	171,413

6. 現金および現金等価物

2011年12月31日現在の現金および現金等価物には、関係会社であるHSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドに保有する23,035,098米ドル(2010年:34,596,774米ドル)の残高が含まれている。2011年度中、当社は当該残高について1,731米ドル(2010年:0米ドル)の利息収入があった。

7. 管理するファンドからの未収金

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
管理報酬	17,478,900	16,706,979
その他の報酬	860,098	511,595
受託報酬	261,686	292,007
	<u>18,600,684</u>	<u>17,510,581</u>

8. 税金

当社は、0%の適用標準税率で課税されている。

9. グループ企業への未払金

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
兄弟会社への未払金	1,938,491	2,146,206
関係会社への未払金	4,111,137	5,129,020
	<u>6,049,628</u>	<u>7,275,226</u>

グループ企業への未払金は、無担保、無利息で、要求に応じて返済される。

10. その他の負債

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
未払手数料	13,989,479	15,440,941
その他の債務	1,244,216	1,259,745
	<u>15,233,695</u>	<u>16,700,686</u>

11. 資本金

	2011年 英ポンド	2010年 英ポンド
授権済:		
額面1英ポンド 普通株式100,000株	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>
割当済および全額払込済:		
額面1英ポンド 普通株式100,000株 (取得原価で換算)	<u>157,762</u>	<u>157,762</u>

持分を表章する普通株式には、以下の権利が付与されている。

- ・ 随時取締役により推奨され、当社により宣言される確定配当金を受領する権利。
- ・ 1株につき1個の議決権。
- ・ すべての普通株式の当社の残存資産に関する同等の順位。

12. 関係会社取引

すべての関係会社取引は、独立当事者間取引において一般的な条件と同等の条件で行われ、当財務書類に開示されている。

財務書類の他の部分に開示される取引および残高とは別に、当社は、兄弟会社および関係会社と以下の取引を行った。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
損益計算書		
受取利息	1,731	-
支払利息	-	(367)
手数料	(18,098,851)	(15,895,502)
投資顧問報酬	(18,975,794)	(19,732,098)
受託報酬および保管報酬	(1,164,710)	(1,133,436)

当社のために役務を提供するすべてのスタッフは、HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッド(以下「PBCI」という。)に雇用されている。PBCIは、当社の運営のために使用されているスタッフについて、月次ベースで当社に請求を行う。2011年12月31日終了年度に、PBCIは、給とおよび給付について、合計2,525,921米ドル(2010年:2,078,242米ドル)を当社に請求した。

13 . 管理運用するファンド

2011年12月31日現在当社が管理運用しているファンドの純資産総額は、5,909,807,390米ドル (2010年 : 6,964,364,129米ドル) であった。

14. 顧客口座

2011年12月31日現在の顧客口座の残高合計は、172,880米ドル (2010年 : 686,075米ドル) の借越しであった。

15. リスク管理

(a) 信用リスク管理

信用リスクは、顧客または取引相手方がファンドの管理事務代行契約に基づく義務を履行できないことから財務上の損失が生じるリスクである。当社は、かかるすべての活動からのリスクを管理監督するために設けられた基準、方針および手続を有している。

現金および現金等価物は、信用リスクが最小であると経営陣が考える場合HSBCグループ会社に保管される。その他の資産は、短期的な性質のHSBCグループ会社からの未収銀行利息および管理運用するファンドからの未収報酬を表す。

(b) 市場リスク管理

市場リスクは、管理運用するファンドの価額が減少して、結果として収益にも影響するリスクである。

当社は、資産負債管理委員会 (ALCO) により承認されたリスク限度により市場リスクを管理する。

(c) 外国為替エクスポージャー

外国通貨リスクは、金融商品の価額が外国為替レートの変化により変動するリスクである。当社の外国為替エクスポージャーは、以下に記載するように、外貨建の金額の米ドル相当額の変動により生じる。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
資産		
ユーロ	422,669	637,649
英ポンド	249,920	413,151
スイス・フラン	227,892	185,375
日本円	44,242	1,473
中国元	148	-
シンガポール・ドル	17	-
負債		
英ポンド	43,755	57,604
スイス・フラン	-	24,697

感応度分析

12月31日現在、以下の通貨に対して米ドルが5%強くなった場合には、以下に示す利益 (損失) が生じる。米ドルが5%弱くなった場合には、以下に示す金額と同等だが逆の影響を及ぼす。かかる分析は、その他すべての変数 (特に金利) は不変であると仮定する。

	2011年 米ドル	2010年 米ドル
ユーロ	21,133	31,882
英ポンド	14,684	17,777
スイス・フラン	11,395	8,034
日本円	2,212	74
中国元	7	-
シンガポール・ドル	1	-

(d) 流動性管理

流動性リスクは、当社が資産の現金化においてまたは契約を履行するための資金調達において困難に直面するリスクである。

当社は、安定した資金調達を提供するためのさまざまなソースを利用する。これらには、即時利用可能な短期資金勘定に銀行残高を維持すること、グループ内の資金調達および当社の株主持分が含まれる。

(e) 資本管理

当社は、後述の当社の資本要件を規定し監視するガーンジー金融サービス委員会により規制されている。経営陣は、ガーンジー金融サービス委員会の要件を確実に遵守するために、当社の資本金を定期的に監視する。

(f) 金利リスク管理

当社の金利リスク・エクスポージャーは、現金および現金等価物に限定される(注6)。当社は、金利の発生する短期資金勘定を維持するのみであるため、金利リスクは僅かである。

(g) 業務リスク管理

業務リスクは、詐欺、無許可活動、過誤、不作為、不手際、システム障害または外部事象により生じる損失リスクである。それはすべての事業体につきものであり、幅広い問題を含む。

HSBCグループは、過程を記録し許可を独立させ取引を照合して監視するという規制に基づく環境により当該リスクを管理する。これは、内部監査により行われる定期的な見直しの独立した取り組みおよび外部の業務リスク事由を観察することにより支えられ、HSBCグループが最良の実務に沿っていることおよび金融サービス業界内の公表された経営の失敗から得た教訓を考慮していることを保証する。

HSBCグループは、高度な基準を発表することによりその業務リスク管理プロセスを規則化した。これは、HSBCグループが、リスクの特定、評価、監視、統制および軽減、ならびに業務リスク事由の是正および現地の規制上の要件と一致させるために要求される追加的手続きの実施により、どのように業務リスクを管理しているかを説明している。業務リスクを管理するために行われる対処法は、各HSBCグループの経営規模および特性を参考に決定される。当該HSBCグループの基準は以下を網羅している。

- ・業務リスク管理責任は、事業経営上の上級管理職レベルに帰する。
- ・情報システムは、業務リスクの特定および評価を記録し、ならびに適切な定期的管理報告の作成のために使用される。
- ・業務リスクは、各事業が直面する業務リスクならびに過程、活動および製品に固有のリスクを包むリスク評価により特定される。リスク評価は、重要な変動を監視するために特定されたリスクの定期的な見直しを含む。
- ・業務リスク損失データは、収集され上級管理職に報告される。当該報告書は、業務リスク損失総額および重要性の基準を超える事柄の詳細を網羅している。
- ・保険を含むリスクの軽減は、費用対効果がある場合、検討される。

現地の経営陣は、業務リスクに対してHSBCグループの基準を履行することに責任を負う。

(h) 風評リスク管理

HSBCの信用を守ることは、当社の成功を継続するために最も重要であり、すべてのスタッフの責任である。風評リスクは、社会的、倫理的もしくは環境面の問題から、または業務リスク事由の結果として生じうる。銀行グループとして、HSBCの高い評価は、その事業をどのように行っているかに立脚するが、それはまた金融サービスを提供している顧客がどのように行動するかにも影響される。

風評リスクは、方針の立案およびHSBC基準の確立に際して、取締役会、グループ運営取締役会、リスク管理委員会、子会社の取締役会、取締役委員会および/または上級管理職により検討され評価される。事業のすべての重要な事項に関する基準は、HSBCならびに個々の子会社、事業および部門について設定されている。内部統制システムの不可分な一部である当該方針は、マニュアルおよび方針説明書により伝達され、内部通信および訓練を通じて公表される。当方針は、資金洗浄の抑止、環境面の影響、汚職防止策および従業員関係を含む風評リスクのすべての分野における運用手順を規定している。

グループの内部監査機能が、方針および基準の遵守を監視する。

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

資本計算書

2011年12月31日現在

米ドル

純資産

調整後の純資産	27,023,251
控除	
GAAPに基づき開示または引当てが要求される偶発債務	-
ポジション・リスク	(155,291)
取引相手方リスク	-
	<hr/>
調整後、偶発債務およびリスク控除後の純資産	26,867,960
資本の充当	
資 本	26,867,960
資本要件	(906,099)
	<hr/>
資本余剰金純額	25,961,861

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
BALANCE SHEET AT 31 DECEMBER 2011

	Notes	2011 US\$	2010 US\$
NON-CURRENT ASSETS			
Property, plant and equipment	5	85,906	171,413
CURRENT ASSETS			
Cash and cash equivalents	6	23,035,098	34,596,774
Amounts due from funds under management	3&7	18,600,684	17,510,581
Amounts due from fellow subsidiary companies		500,000	500,000
Other Assets	2	621,164	385,146
Current assets		42,756,946	52,992,501
CURRENT LIABILITIES			
Amounts due to fellow subsidiary companies	9	1,938,491	2,146,206
Amounts due to related companies	9	4,111,137	5,129,020
Other liabilities	10	15,233,695	16,700,686
Current liabilities		21,283,323	23,975,912
Net current assets		21,473,623	29,016,589
Net assets		21,559,529	29,188,002
SHAREHOLDERS' EQUITY			
Called up share capital	11	157,762	157,762
Retained earnings		21,401,767	29,030,240
Total shareholders' equity		21,559,529	29,188,002

The financial statements on pages 6 to 18 were approved by the Board of Directors on 16 March 2012 and are signed on its behalf by:

P HARWOOD
DIRECTOR

M QUARRINGTON
DIRECTOR

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2011

	Notes	2011	2010
		US\$	US\$
INCOME			
Management fees	3	81,573,964	83,966,457
Sundry income		128,279	84
Foreign exchange gain	2	23,491	-
Interest income	6	1,731	-
		<u>81,727,465</u>	<u>83,966,541</u>
EXPENSES			
Commissions	3	39,342,569	38,209,959
Investment advisory fees	3	21,928,509	21,296,727
Trustee and custody fees		4,179,463	5,538,368
Salaries and benefits	12	2,525,921	2,078,242
Other expenses	4	799,132	721,232
Management fees paid to group company		404,288	662,606
Depreciation	2&5	111,754	116,953
Fees paid to non-executive directors		64,302	61,633
Foreign exchange loss	2	-	129,132
Interest expense		-	367
		<u>(69,355,938)</u>	<u>(68,815,219)</u>
PROFIT BEFORE TAXATION		<u>12,371,527</u>	<u>15,151,322</u>
TAXATION	8	-	-
TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u><u>12,371,527</u></u>	<u><u>15,151,322</u></u>

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2011

	Share Capital	Retained Earnings	Total Equity
	US\$	US\$	US\$
AT 1 JANUARY 2011	157,762	29,030,240	29,188,002
Total Comprehensive Income for the year	-	12,371,527	12,371,527
Transactions with owners, recorded directly in equity: Dividend paid (US\$200 per share)	-	(20,000,000)	(20,000,000)
AT 31 DECEMBER 2011	<u>157,762</u>	<u>21,401,767</u>	<u>21,559,529</u>

	Share Capital	Retained Earnings	Total Equity
	US\$	US\$	US\$
AT 1 JANUARY 2010	157,762	13,878,918	14,036,680
Total Comprehensive Income for the year	-	15,151,322	15,151,322
AT 31 DECEMBER 2010	<u>157,762</u>	<u>29,030,240</u>	<u>29,188,002</u>

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
CASH FLOW STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2011

	Notes	2011 US\$	2010 US\$
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		12,371,527	15,151,322
Adjustments for:			
- Depreciation	5	111,754	116,953
Cash flow from operating activities before changes in working capital		12,483,281	15,268,275
Changes in working capital:			
- (Increase)/decrease in other assets		(1,326,121)	776,193
- (Decrease)/increase in other liabilities		(2,692,589)	2,563,896
		8,464,571	18,608,364
Net cash generated from operating activities		8,464,571	18,608,364
CASH FLOWS USED IN INVESTING ACTIVITIES			
Purchase of property, plant and equipment	5	(26,247)	(89,536)
Cash used in investing activities		(26,247)	(89,536)
CASH FLOWS USED IN FINANCING ACTIVITIES			
Dividend paid to shareholders		(20,000,000)	-
Cash used in financing activities		(20,000,000)	-
NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		(11,561,676)	18,518,828
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		34,596,774	16,077,946
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT 31 DECEMBER		23,035,098	34,596,774

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

COMPANY'S INCORPORATION

HSBC Management (Guernsey) Limited (the 'Company') was registered in Guernsey on 25 September 1986. The Company is domiciled in Guernsey and a wholly owned subsidiary of HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited which is registered in Guernsey. The ultimate holding company is HSBC Holdings plc, which is a publicly quoted company incorporated in the United Kingdom.

The principal activity of the Company is the management of a variety of funds.

1. BASIS OF PREPARATION

- (a) HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED prepares its financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards ('IFRS') which give a true and fair view and are in compliance with the Companies (Guernsey) Law, 2008. IFRS comprise accounting standards issued by the International Accounting Standards Board and its predecessor body as well as interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee and its predecessor body.
- (b) Standards, amendments and interpretations that are in issue but not yet effective:
IFRS 9 Financial Instruments was published on 12 November 2009 and will replace IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. IFRS 9 retains but simplifies the mixed measurement model and establishes two primary measurement categories for financial assets: amortised cost and fair value. The basis of classification depends on the entity's business model and the contractual cash flow characteristics of the financial asset. The standard eliminates the existing IAS 39 categories of held to maturity, available for sale and loans and receivables. The standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015 but may be applied earlier.
- (c) The preparation of financial information requires the use of estimates and assumptions about future conditions. Use of available information and application of judgement are inherent in the formation of estimates. Actual results in the future may differ from those reported.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognized in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

In the opinion of management, all normal and recurring adjustments considered necessary for a fair presentation of the Company's net income, financial position and cash flows in these financial statements have been made.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Company's financial statements:

Functional and presentation currency

Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Company operates (' the functional currency '). These financial statements are presented in US dollars, which is the Company's functional currency.

Foreign exchange

Transactions in foreign currencies are recorded in the functional currency at the rate of exchange prevailing on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the rate of exchange ruling at the balance sheet date. Any resulting exchange differences are included in the profit or loss for the period. Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date of the initial transaction. Non-monetary assets and liabilities measured at fair value in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date the fair value was determined.

Property, plant and equipment

Property, plant and equipment are stated at cost less depreciation.

Depreciation is calculated at the following annual rates so as to write off the cost of property, plant and equipment over their estimated useful lives using the straight line method:

Furniture, fixture and fittings	10%
Computer hardware and related software	33 1/3%

Computer software costs, other than those specifically related to hardware, are fully written off and are expensed as incurred.

Cash and cash equivalents

For the purpose of the cash flow statement, cash and cash equivalents include highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of change in value. Such investments are normally those with less than three months' to maturity from the date of acquisition, and include cash, current accounts with banks, money at call, loans and advances to banks.

Revenue recognition

Management fees and administration fees are accounted for on an accruals basis. Performance fees are recognised when the entitlement to performance fee is reasonably established.

Investments

Investments held in other assets are measured at fair value. Changes in fair value are recognised in the statement of comprehensive income within sundry income. These ' default ' positions are held by way of forfeit, as initial investors have failed to meet their liability. It is the intention of the directors to sell these default investments.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

3. FEES

Management and trustee fees

The Company receives management fees and trustee fees based on the underlying net asset value of the respective funds. Management and trustee fees are recognized on an accruals basis.

Commissions

The Company, at its discretion, has agreed to pay return commissions to those branches, fellow subsidiaries, affiliates and associates of the HSBC Group entities and certain approved third parties introducing subscribers to funds under management. The return commissions are two fold: firstly a return of the initial charge and secondly an ongoing trailer commission based on the net asset value of monies introduced by units and which remain invested. Commissions are accounted for on an accruals basis.

Investment advisory fees

The Company pays investment advisory fees to fellow subsidiaries, associates of the HSBC Group entities and third parties providing investment advice to the funds under management. Investment advisory fees are accounted for on an accruals basis.

Manager ' s performance fees

Under the management agreement with the HSBC Multi-Adviser Funds, HSBC Unifolio Funds, HSBC Alternative Portfolio Funds, HSBC Alternative Investments Portfolio Funds and The Hermitage Fund, the Company is entitled to receive a performance fee. The Company has the ability to share any such performance fees received with associates and investment advisers as appropriate. Performance fees totalling US\$1,992,466 have been received in the year ended 31 December 2011 (2010: US\$5,150,647). An expense for performance fees payable is recognized when the right to recover performance fee income is established.

4. OTHER EXPENSES

Other expense include rental charges of US\$ 91,250 (2010: US\$90,000) where the Company is the lessee. The premises of the Company are rented and this agreement has expired. The renewal of the property lease is currently being negotiated.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

5. PROPERTY, PLANT AND EQUIPMENT

	Fixtures and fittings	Computer hardware & related software	Total
	US\$	US\$	US\$
COST			
At 1 January 2011	162,502	1,000,120	1,162,622
Additions	-	26,247	26,247
Disposal	-	-	-
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
At 31 December 2011	162,502	1,026,367	1,188,869
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
DEPRECIATION			
At 1 January 2011	117,827	873,382	991,209
Charge for year	5,658	106,096	111,754
Disposal	-	-	-
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
At 31 December 2011	123,485	979,478	1,102,963
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
NET BOOK AMOUNT			
At 31 December 2011	39,017	46,889	85,906
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>
At 31 December 2010	44,675	126,738	171,413
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

Included in cash and cash equivalents as at 31 December 2011 are balances with a related party, HSBC Private Bank (C.I.) Limited, of US\$23,035,098 (2010: US\$34,596,774). During 2011 the Company earned US\$ 1,731 interest on these balances (2010: US\$Nil).

7. AMOUNTS DUE FROM FUNDS UNDER MANAGEMENT

	2011 US\$	2010 US\$
Management fees	17,478,900	16,706,979
Other fees	860,098	511,595
Trustee fees	261,686	292,007
	<hr/>	<hr/>
	18,600,684	17,510,581
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

8. TAXATION

The company is taxed at the applicable standard rate of 0%.

9. AMOUNTS DUE TO GROUP COMPANIES

	2011 US\$	2010 US\$
Amounts due to fellow subsidiary companies	1,938,491	2,146,206
Amounts due to related companies	4,111,137	5,129,020
	<u>6,049,628</u>	<u>7,275,226</u>

Amounts due to Group Companies are unsecured, interest free and repayable on demand.

10. OTHER LIABILITIES

	2011 US\$	2010 US\$
Commission payable	13,989,479	15,440,941
Other creditors	1,244,216	1,259,745
	<u>15,233,695</u>	<u>16,700,686</u>

11. SHARE CAPITAL

	2011	2010
Authorised:		
100,000 ordinary shares of 1 each	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>
Allotted, called up and fully paid:	US\$	US\$
100,000 ordinary shares of 1 each (translated at historic cost)	<u>157,762</u>	<u>157,762</u>

The ordinary shares which represent the equity interests have the following rights attached:

They carry the right to any fixed dividend as may from time to time be recommended by the Directors and declared by the Company;
They have voting rights with each share carrying one vote;
All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

12. RELATED PARTY TRANSACTIONS

All related party transactions were made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions and have been disclosed in these financial statements.

Apart from transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following transactions with its fellow subsidiary companies and related companies:

	2011 US\$	2010 US\$
INCOME STATEMENT		
Interest income	1,731	-
Interest expense	-	(367)
Commissions	(18,098,851)	(15,895,502)
Investment advisory fees	(18,975,794)	(19,732,098)
Trustee and custody fees	(1,164,710)	(1,133,436)

All staff acting on behalf of the Company are employed by HSBC Private Bank (C.I.) Limited (PBCI). On a monthly basis, PBCI invoices the Company for staff utilised in the Company's operations. For the year ended 31 December 2011, PBCI billed the Company a total of US\$2,525,921 (2010: US\$2,078,242) for salaries and benefits.

13. FUNDS UNDER MANAGEMENT

The total net asset of funds under the Company's management at 31 December 2011 was US\$5,909,807,390 (2010: US\$6,964,364,129).

14. CLIENT ACCOUNTS

The total balance of client accounts at 31 December 2011 was overdrawn of US\$ 172,880 (2010: US\$686,075).

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

15. RISK MANAGEMENT

(a) *Credit risk management*

Credit risk is the risk that financial loss arises from the failure of a customer or counterparty to meet its obligations under a contract of fund administration. The Company has standards, policies and procedures dedicated to controlling and monitoring risks from all such activities.

Cash and cash equivalents are maintained with HSBC Group companies where management considers the credit risk to be minimal.

Other assets represent accrued bank interest receivable from HSBC Group companies and fees due from funds under management which are short term in nature.

(b) *Market risk management*

Market risk is the risk that the value of funds under management decrease with a resultant effect on income.

The Company manages market risk through risk limits approved by the Asset and Liability Management Committee (ALCO).

(c) *Foreign exchange exposure*

Foreign currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates. The Company's foreign exchange exposure arises from changes in the US\$ equivalent value of amounts denominated in foreign currencies as set out below:

	2011 US\$	2010 US\$
ASSETS		
Euro	422,669	637,649
British Pound	249,920	413,151
Swiss Franc	227,892	185,375
Japanese Yen	44,242	1,473
Chinese Yuan	148	-
Singapore Dollar	17	-
LIABILITIES		
British Pound	43,755	57,604
Swiss Franc	-	24,697

Sensitivity analysis

A 5 percent strengthening of the US dollar against the following currencies at 31 December would have resulted in the profits (losses) shown below. A 5 percent weakening of the US dollar would have had the equal but opposite effect to the amounts shown below. This analysis assumes that all other variables, in particular interest rates, remain constant.

	2011 US\$	2010 US\$
Euro	21,133	31,882
British Pound	14,684	17,777
Swiss Franc	11,395	8,034
Japanese Yen	2,212	74
Chinese Yuan	7	-
Singapore Dollar	1	-

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

15. RISK MANAGEMENT (Continued)

(d) *Liquidity management*

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in realising assets or otherwise raising funds to meet commitments.

The Company uses various sources to provide a stable funding. These include maintaining bank balances in instant access call accounts, inter-group funding and the Company's shareholders' equity.

(e) *Capital management*

The Company is regulated by the Guernsey Financial Services Commission which sets and monitors capital requirements for the Company as described on page 19. Management regularly monitors the Company's capital to ensure compliance with the requirements of the Guernsey Financial Services Commission.

(f) *Interest risk management*

The Company's exposure to interest rate risk is limited to its cash and cash equivalents (note 6). The Company only maintains interest bearing call accounts and as such interest rate risk is minimal.

(g) *Operational risk management*

Operational risk is the risk of loss arising through fraud, unauthorised activities, error, omission, inefficiency, systems failure or from external events. It is inherent to every business organisation and covers a wide spectrum of issues.

The HSBC Group manages this risk through a controls-based environment in which processes are documented, authorisation is independent and transactions are reconciled and monitored. This is supported by an independent programme of periodic reviews undertaken by internal audit, and by monitoring external operational risk events, which ensures that the HSBC Group stays in line with best practice and takes account of lessons learned from publicised operational failures within the financial services industry.

The HSBC Group has codified its operational risk management process by issuing a high level standard. This explains how the HSBC Group manages operational risk by identifying, assessing, monitoring, controlling and mitigating the risk, rectifying operational risk events, and implementing any additional procedures required for compliance with local regulatory requirements. The processes undertaken to manage operational risk are determined by reference to the scale and nature of each HSBC Group operation. The HSBC Group standard covers the following:

Operational risk management responsibility is assigned at a senior management level within the business operation;

Information systems are used to record the identification and assessment of operational risks and generate appropriate, regular management reporting;

Operational risks are identified by risk assessments covering operational risks facing each business and risks inherent in processes, activities and products. Risk assessment incorporates a regular review of risks identified to monitor significant changes;

Operational risk loss data is collected and reported to senior management. This report covers aggregate operational risk losses and details of incidents above a materiality threshold; and

Risk mitigation, including insurance, is considered where this is cost-effective.

Local management is responsible for implementation of the HSBC Group standard on operational risk.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

15. RISK MANAGEMENT (Continued)

(h) *Reputational risk management*

The safeguarding of HSBC 's reputation is of paramount importance to its continued prosperity and is the responsibility of every member of staff. Reputational risks can arise from social, ethical or environmental issues, or as a consequence of operational risk events. As a banking group, HSBC 's good reputation depends upon the way in which it conducts its business, but it can also be affected by the way in which clients, to whom it provides financial services, conduct themselves.

Reputational risks are considered and assessed by the Board, the Group Management Board, the Risk Management Meeting, subsidiary company boards, board committees and/or senior management during the formulation of policy and the establishment of HSBC standards. Standards on all major aspects of business are set for HSBC and for individual subsidiaries, businesses and functions. These policies, which are an integral part of the internal control systems, are communicated through manuals and statements of policy and are promulgated through internal communications and training. The policies set out operational procedures in all areas of reputational risk, including money laundering deterrence, environmental impact, anti-corruption measures and employee relations.

The Group internal audit function monitors compliance with policies and standard.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED
STATEMENT OF FINANCIAL RESOURCES AT 31 DECEMBER 2011

US\$

Net Assets

Net assets after adjustments	27,023,251
Less	
Contingent liabilities that require disclosure or provision under GAAP	-
Position risk	(155,291)
Counterparty risk	-
	<hr/>
Net assets after adjustments, contingent liabilities, and risk	26,867,960
	<hr/> <hr/>
SATISFACTION OF FINANCIAL RESOURCES	
Financial resources	26,867,960
Financial resources required	(906,099)
	<hr/>
NET SURPLUS FINANCIAL RESOURCES	25,961,861
	<hr/> <hr/>

5 その他

(4) 訴訟事件その他の重要事項

以下のとおり追加されます。

半期報告書提出前 6 か月以内において、訴訟事件その他管理会社、ユニ・フォリオおよび各ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

第 2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

以下の内容が追加されます。

(7) クレディ・スイス証券株式会社 (「日本における販売会社」)

資本金の額

平成24年 3 月末日現在、781億円

事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

2 関係業務の概要

以下の内容が追加されます。

(7) クレディ・スイス証券株式会社 (「日本における販売会社」)

日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

第5 その他

<訂正前>

(1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社または日本における販売会社のロゴ・マークまたは各種デザインを使用することがあり、また、ロゴについての説明も記載することがある。

(中略)

別紙A

(中略)

別紙B

ファンド概要

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

1 投資目的

主として新興市場におけるロング/ショート株式、債券およびマクロ戦略を利用する多くのヘッジ・ファンドへの選び抜かれた投資により総合的な収益の提供を目指す。ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、主として新興市場におけるロング/ショート株式、債券およびマクロ戦略を利用するヘッジ・ファンドへの投資に伴うリスクと同程度の利回り水準の提供を目指す。新興市場におけるこれらの投資はアジアおよび極東地域、中央および東ヨーロッパ、ラテン・アメリカおよび中東ならびにアフリカを含む。

アジアおよび極東市場は、オーストラリア、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、中華人民共和国、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾およびタイを含むがこれらに限定されない。

中央および東ヨーロッパ市場は、キプロス、チェコ共和国、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ロシアおよびトルコを含むがこれらに限定されない。中央および東ヨーロッパはまた、ベラルーシ、エストニア、カザフスタン、ロシアおよびウクライナなど旧ソ連から新たに独立した国を含むがこれらに限定されない。

ラテン・アメリカ地域は、アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、仏領ギニア、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイおよびベネズエラを含むがこれらに限定されない。

中東およびアフリカ地域は、イスラエル、ヨルダン、エジプト、モロッコおよび南アフリカを含むがこれらに限定されない。

いつでも、連結ベースでファンドの資産総額(銀行融資残高および最長12か月満期の一覧払いまたは要求払いレポ契約に起因する請求からなる流動資産を除く。)の最低3分の2は、直接的または間接的に新興市場に本拠地を有する発行体、経済活動を主に新興市場で行っている発行体または持株会社として新興市場に本拠地を有する企業の株式を保有している発行体の募集に投資される。

3 ハードルレート

米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

4 ファンド概要

- () 当初発行価格 : 100.00米ドル
- () 基準通貨 : 米ドル
- () クラス証券の通貨 : クラス証券の名称中の通貨
- () 受益証券の形態 : 累積型
- () 配分方針 : すべての収益は、「ファンド内で再投資」される。
- () 取引日 : 受益証券の申込みの場合、毎暦月最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。
受益証券の買戻しの場合、前暦月最終営業日の5営業日前までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、買戻しが行われる当該暦月最終営業日午後5時(ガーンジー時間))
- () 最低保有金額および取引単位 : 25,000米ドルまたは管理会社が決量で決定する金額
- () 決算日 : 毎年7月の最終営業日
- () 設立費用は、25,000米ドルを超えない。
- () 申込手数料 : 申込金額の3%までの当初申込手数料を管理会社の裁量により課すことができる。
- 年間手数料 : 管理報酬料率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。
投資先ファンドについての追加報酬は、当該投資先ファンドのレベルで課される。

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

投資顧問会社は、管理会社および受託会社と関係を有する団体の全額出資子会社である。

投資顧問会社は、ファンドの運用において専門的サービスを提供するために管理会社により選任され、クラスB規則、(管理会社と投資顧問会社との間で締結される)投資顧問契約中の投資ガイドライン、および後記の投資制限に従った全投資運用取引を一任ベースで行う権限を管理会社により授与されている。

6 投資制限

- () ファンドは、選び抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社(以下、各々を「投資先ファンド」という。)の持分または株式を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、固定利付証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。
- () ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有する。
- () 各評価時点において、ファンドの純資産総額の20%は、一月以内に買戻資金として利用可能であり、さらにファンドの純資産総額の60%は、三月以内に買戻資金として利用可能である。3か月を超える場合ならびにクローズド・エンド型ファンドおよび受益証券もしくは持分の売却のための確固たる市場が存在しない受益証券または投資証券に対する投資を行う場合、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- () 米ドルに対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
スイスにおいてファンドが認可されたため、以下の投資制限がまた適用される。
- () ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- () 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- () ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。

- ()ファンドは、同一の運用者により運用される投資ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。
- ()ファンドは、(a)管理会社および/もしくは管理会社の関連会社により直接的もしくは間接的に運用される投資先ファンドまたは(b)管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。(b)項において、投資先ファンドがファンドおよび/または管理会社と次のような関連を有する会社により運用される場合、管理会社と関係を有することになる。すなわち、()共通の経営もしくは支配を通じて関連する場合、または()資本もしくは議決権の10%を超えて保有することにより関連する場合である。さらに、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。
- ファンドにより当該投資先ファンドに対して申込手数料または買戻手数料は支払われることがない。
- ユニ・フォリオ、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。
- 管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額され、いかなる場合も0.25%を超えることはない。
- ()ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。
- (x)ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。
- (x)ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。
- (x)ファンドは、不動産を取得してはならない。
- (x)ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。
- (x)ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。
- (x)ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。
- (x)ファンドは、空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。
- 日本におけるHSBCエマージング・アドバンテージファンドの認可の結果、以下の追加の投資制限が適用される。
- (x)管理会社により運用されているすべてのファンドのために、いずれか一投資ターゲットの発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて取得することはできない。この料率は、買付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。
- (x)各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない資産に投資することはできない。
- (xx)管理会社が、管理会社自身または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

7 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、通貨リスクに対するヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- () 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間、および買戻し資金調達のために3か月間
- () 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

9 買戻し制限

管理会社は、いかなる取引日においても買戻されるファンドの受益証券の口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の20%以下となるよう制限することができる。管理会社によるこの裁量権の行使により買戻されなかったいかなる受益証券も、続いて買戻し通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買戻される。

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- () 市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- () 信用リスク(1)、(2)、(3)
- () 流動性リスク(1)、(2)、(4)
- () 集中リスク(1)、(2)
- () レバレッジ・リスク
- () HSBCグループ開示
- () 投資顧問会社および投資制限
- () スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記リスク要因とその開示に加えて、ファンドは、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成するべきではない。

11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資先ファンドは以下の通りである。

投資先ファンドの名称	SR Global Fund Emerging Markets Portfolio - Class G USD Series 1
運用の基本方針	SR Global Fund Emerging Markets Portfolioの主な投資目的は、全体的な外国為替のエクスポージャーを管理しつつ、証券および(適切な場合)デリバティブ商品に主として投資を行うという方針により、平均を上回る長期の実現キャピタル・リターンを獲得および確保を目指すことである。SR Global Fund Emerging Markets Portfolioは、上昇している市場に投資しつつ、価格の下降局面において元本確保のためにより適切な投資戦略に従うことにより、その達成に努める。
投資対象	クラスGは、投資運用会社が新興市場としての性質を備えていると判断する資産に、主に投資する。アジア、南米、東欧、ロシアおよび旧ソビエト連邦に属する国々、アフリカならびに中東が含まれるが、かかる国々のエクスポージャー、持続的な成長および/または収益の一部が上記地域内で生じるその他の市場に位置する資産が含まれることもある。
投資運用会社	Sloane Robinson LLP

投資先ファンドの名称	EMSO Ltd.
運用の基本方針	EMSO, Ltd.の投資方針は、原則として新興市場の政府または企業の発行する債務および株式を中心とする、ロングおよびショート双方のエクスポージャーを通じて、元本の成長を目指すことである。新興市場として、一般的に、中欧および東欧、中米および南米、アジア、中東ならびにアフリカを考えており、当該市場の発行体の無担保債は、従来、国際的に公認の信用格付機関により信用格付を付与されていないか、または非投資適格の格付となっている。
投資対象	EMSO, Ltd.は、Emerging Markets Special Opportunities Ltd.(以下「マスター・ファンド」という。)を通じ投資方針を追求する。マスター・ファンドの投資戦略は、原則として新興市場の政府または企業の発行する債務および株式、ローン、債権および通貨、ならびにこれらに関連するデリバティブに対し、バリュエーションを重視した投資を行うことである。
投資運用会社	EMSO Partners Limited

投資先ファンドの名称	Artha Emerging Markets Fund, Ltd.
運用の基本方針	Artha Emerging Markets Fund, Ltd.の投資方針は、新興市場国のロングおよびショートの株式投資を通じて、市場全般との相関を低く抑えつつ、年換算ベースでプラスの絶対リターンを獲得することである。投資顧問会社の投資手法は、ファンダメンタルズによるリサーチに依拠し、価格の歪み、トレンドおよびイベントを利用することを目指している。
投資対象	Artha Emerging Markets Fund, Ltd.は、全世界に投資することを認められているが、新興市場の発行体が発行する有価証券に重点的に投資を行う予定である。Artha Emerging Markets Fund, Ltd.は、割安であると判断されるエクイティ証券のロング・ポジションや、割高であると判断される有価証券のショート・ポジションに加え、有価証券または有価証券グループによる相対価値のポジションを構築することができる。
投資顧問会社	Artha Capital Management Inc.

投資先ファンドの名称	Discovery Global Opportunity Fund, Ltd.
運用の基本方針	Discovery Global Opportunity Fund, Ltd.は、新興市場の投資商品に重点を置きつつ、グローバルな金融市場全般を対象に、主として株式、債券(主にソブリン債)、各国の金利、為替および商品の投資ポジションを通じて、ロングとショートによるディレクショナルまたは相対価値の投資を通じて、リスク調整ベースで高いトータル・リターンを上げることを目指す。
投資対象	Discovery Global Opportunity Fund, Ltd.は、新興市場の投資商品に重点を置きつつ、グローバルな金融市場全般を対象に、主として株式、債券(主にソブリン債)、各国の金利、為替および商品の投資ポジションに投資するが、広範かつ柔軟な投資権限を有している。柔軟性を維持および投資機会の到来に伴う投資のため、いずれかの種類の投資証券および地域に対するポートフォリオの投資配分が定められておらず、いずれかの種類の投資対象への投資、ロングもしくはショート、または国もしくは業種セクターへの投資配分は、投資妙味の高い市場の投資機会の大きさに基づき、随時、変更される。したがって、投資対象には、その他の証券もしくは金融商品が含まれる。
投資運用会社	Discovery Capital Management, LLC

投資先ファンドの名称	Brevan Howard Emerging Markets Strategies Fund Limited
運用の基本方針	Brevan Howard Emerging Markets Strategies Fund Limitedは、(現金で保有する範囲を除いて)その資産のすべてを、Brevan Howard Emerging Markets Strategies Master Fund Limited(以下「マスター・ファンド」という。)の普通株式に投資する。マスター・ファンドの主な投資目的は、グローバル・ベースでの積極的なレバレッジ取引および投資を通じて、主として債券、クレジットおよび株式ならびにかかる商品に関連するデリバティブ商品のポートフォリオにおける、持続的な長期の資産価値の上昇を達成することである。
投資対象	マスター・ファンドは、幅広い範囲の商品に投資を行うための最大限の柔軟性を備えている。これらの商品は、上場および非上場の株式、株式関連商品、債券および債務、通貨、商品、先物、オプション、ワラント、スワップならびにその他デリバティブ商品を含むが、これらに限られない。 マスター・ファンドは、エマージング市場地域を中心に投資し、主としてアジア、ラテン・アメリカおよび東欧地域に焦点を当て、金利、クレジットおよび株式のロングおよびショート双方のポジションを保有する。
投資運用会社	Brevan Howard Asset Management LLP

別紙C

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(中 略)

別紙D

定義

(後 略)

< 訂正後 >

(1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社もしくは日本における販売会社または販売取扱会社のロゴ・マークまたは各種デザインを使用することがあり、また、ロゴについての説明も記載することがある。

(中 略)

別紙A

(中 略)

別紙B

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(中 略)

別紙C

定義

(後 略)

独立監査人報告書

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドの株主各位

我々は、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される2010年12月31日終了年度のHSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当会社」という。）の財務書類について監査を行った。当該財務書類を作成するに当たり適用された財務報告の枠組みは、適用される法律および国際会計基準審議会が発行した国際財務報告基準である。

本報告書は、2008年ガーンジー会社法第262条に準拠して、一体としての当会社の株主のためだけに作成される。我々の監査業務は、監査報告書において株主に対し述べることを要求されている事柄を当会社の株主に報告するために行われ、それ以外の目的では行われず、法律により許容される限りにおいて、我々は、本監査業務、本報告書または表明する意見について、当会社および一体としての当会社の株主以外の誰に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

3頁（訳注：原文）に記載されている取締役の責任に関する記述により詳しく説明されるとおり、取締役は、財務書類の作成および財務書類が真正かつ公正な概観を提供していることについて責任を負っている。我々の責務は、適用される法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い、財務書類を監査し、意見を表明することである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会（APB）の監査人倫理基準を遵守することを義務付けられている。

財務書類の監査の範囲

監査には、財務書類中の金額および開示について、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るために十分な証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当会社の状況に見合ったものであり、継続して適用されまた十分に開示されているか否かの査定、取締役会によって行われた重要な会計見積りの合理性の査定、および全体的な財務書類の表示に関する査定が含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を洗い出すために取締役の報告書のすべての財務情報および財務以外の情報を確認する。我々は、明白で重大な虚偽記載または不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

財務書類に関する意見

我々の意見では、財務書類は、

- 2010年12月31日現在の当会社の財務状況ならびに同日をもって終了した年度の利益について、真正かつ公正な概観を提供しており、
- IASBが発行した国際財務報告基準に従っており、また
- 2008年ガーンジー会社法に適合している。

その他の事項に関する意見

さらに、我々は18頁（訳注：原文）の資本計算書を検証した。我々の意見では、2010年免許業者（資本適性度）規則第2条に定められている資本要件は、2010年12月31日現在充足されていた。

例外的に報告が要求される事項

該当すると我々が認めた場合に2008年ガーンジー会社法により報告を要求される以下の事項に関して、我々が報告すべき事項はない。

- 当会社が適正な会計記録を保持していない、
- 財務書類が会計記録と整合していない、
- 我々の知りうるかつ、信じる限りにおいて、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない。

[署名]

ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

2011年4月21日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

We have audited the financial statements of HSBC Management (Guernsey) Limited (the "Company") for the year ended 31 December 2010 which comprise the statement of comprehensive income, balance sheet, statement of changes in equity, cash flow statement and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards as issued by the IASB.

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 262 of the Companies (Guernsey) Law, 2008. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditor

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 3, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's (APB's) Ethical Standards for Auditors.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Board of Directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the report of the Directors to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2010 and of its profit for the year then ended;
- are in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the IASB;
- and
- comply with the Companies (Guernsey) Law, 2008

Opinion on other matters

We have examined the statement of financial resources set out on page 18 and in our opinion the financial resources requirement specified in Rule 2 of the Licensees (Capital Adequacy) Rules 2010 was satisfied at 31 December 2010.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters where the Companies (Guernsey) Law 2008 requires us to report to you if, in our opinion:

- the Company has not kept proper accounting records, or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and we have not received all the information and explanations, which to the best of our knowledge and belief are necessary for the purpose of our audit.

KPMG Channel Islands Limited
Chartered Accountants

21 April 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人報告書

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドの株主各位

我々は、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される2011年12月31日終了年度のHSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当会社」という。）の財務書類について監査を行った。当該財務書類を作成するに当たり適用された財務報告の枠組みは、適用される法律および国際会計基準審議会（IASB）が発行した国際財務報告基準である。

本報告書は、2008年ガーンジー会社法第262条に準拠して、一体としての当会社の株主のためだけに作成される。我々の監査業務は、監査報告書において株主に対し述べることを要求されている事柄を当会社の株主に報告するために行われ、それ以外の目的では行われず、法律により許容される限りにおいて、我々は、本監査業務、本報告書または表明する意見について、当会社および一体としての当会社の株主以外の誰に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

3頁（訳注：原文）に記載されている取締役の責任に関する記述により詳しく説明されるとおり、取締役は、財務書類の作成および財務書類が真実かつ公正な概観を提供していることについて責任を負っている。我々の責務は、適用される法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い、財務書類を監査し、意見を表明することである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会（APB）の監査人倫理基準を遵守することを義務付けられている。

財務書類の監査の範囲

監査には、財務書類中の金額および開示について、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るために十分な証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当会社の状況に見合ったものであり、継続して適用されまた十分に開示されているか否かの査定、取締役会によって行われた重要な会計見積りの合理性の査定、および全体的な財務書類の表示に関する査定が含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を洗い出すために報告書のすべての財務情報および財務以外の情報を確認する。我々は、明白で重大な虚偽記載または不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

財務書類に関する意見

我々の意見では、財務書類は、

- 2011年12月31日現在の当会社の財務状況ならびに同日をもって終了した年度の利益について、真実かつ公正な概観を提供しており、
- IASBが発行した国際財務報告基準に従っており、また
- 2008年ガーンジー会社法に適合している。

その他の事項に関する意見

さらに、我々は19頁（訳注：原文）の資本計算書を検証した。我々の意見では、2010年免許業者（資本適性度）規則第2条に定められている資本要件は、2011年12月31日現在充足されていた。

例外的に報告が要求される事項

該当すると我々が認めた場合に2008年ガーンジー会社法により報告を要求される以下の事項に関して、我々が報告すべき事項はない。

- 当会社が適正な会計記録を保持していない、
- 財務書類が会計記録と整合していない、または
- 我々の知りうるかつ、信じる限りにおいて、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない。

[署名]

ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

2012年3月16日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

We have audited the financial statements of HSBC Management (Guernsey) Limited (the "Company") for the year ended 31 December 2011 which comprise the Statement of Comprehensive Income, the Balance Sheet, the Statement of Changes in Equity, the Cash Flow Statement and related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ('IASB').

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 262 of the Companies (Guernsey) Law, 2008. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditor

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 3, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's (APB's) Ethical Standards for Auditors.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Board of Directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED (continued)

Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2011 and of its profit for the year then ended;
- are in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the IASB; and
- comply with the Companies (Guernsey) Law, 2008.

Opinion on other matters

We have examined the statement of financial resources set out on page 19 and in our opinion the financial resources requirement specified in Rule 2 of the Licensees (Capital Adequacy) Rules 2010 was satisfied at 31 December 2011.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters where the Companies (Guernsey) Law, 2008 requires us to report to you if, in our opinion:

- the Company has not kept proper accounting records; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records; or
- we have not received all the information and explanations, which to the best of our knowledge and belief are necessary for the purpose of our audit.

KPMG Channel Islands Limited
Chartered Accountants

16 March 2012

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。